

第3章 文化的景観の保存に 配慮した土地利用に関する事 項

1 保存管理に関する考え方

「奥出雲たたら製鉄及び棚田の文化的景観」は、既述のとおり奥出雲町全域に広がりをもつものである。

選定区域は、保存調査により価値が明らかとなり、地元住民との合意形成が整った区域とし

ている。しかしながら、今後範囲の拡大や新たな区域設定も考えられる。

景観計画では、選定申出の如何に関わらず、たたら製鉄を背景とする区域を文化的景観区域に設定することとしている。このため、保存管理に関する考え方は、「文化的景観区域」と定めた区域について、統一的な土地利用のあり方を示すものである。

文化的景観区域の土地利用の基本的な考え方は以下のとおりである。

表 3-1 文化的景観区域の土地利用の考え方

文化的景観を構成する要素	土地利用等についての考え方
道 路	・道路新設、道路改良工事については、景観に与える影響が大きいため、事業主体は、景観への配慮を最大限行うこと。
河 川	・災害対策などのため行なわれる河川改修については、自然護岸、自然石積み護岸など、景観・環境保全型の施工に努めるものとする。 ・生態系の維持に努め、オオサンショウウオをはじめ希少な生物の保護を図り、生物多様性を保つものとする。
山 林	・山林の多くは用材用林であるため、伐期がきているものについては積極的に伐採し、活用を促し、輪伐による景観サイクルが図れるように努める。 ・ブナ林等の特色ある生態系を有している山林については、保全を図る。
農地（棚田）	・鉄穴流し跡に拓かれた棚田や河岸段丘上の水田の現状維持に努める。 ・圃場整備はできるだけ行わず、実施する場合は最小限にとどめ、景観に配慮すること。
鉄穴残丘	・鉄穴残丘は、本町の特色的景観を構成している主要要素であるため、極力現状維持するとともに、原野化しているものについては修景に努める。
用水路	・鉄穴流しのために導かれた歴史的な用水路は、現状維持に努めること。 ・生物多様性に努めること。
溜池（堤）	・鉄穴流し用のため池としてつくられた歴史的なため池は現状維持に努め、営農用水として積極的に活用し、維持管理・補修の継続性を図る。
信仰に関する空間	・寺院、伝承地、墓地等の空間は、周囲の樹木等も含めて保存するものとし、聖地性を損なわないようにする。
たたら関連遺跡・遺構	・たたら製鉄関連遺跡はもとより、採掘切羽、鉄穴流し用水路跡（鉄穴横手跡）などの遺構についても保全に努める。また、周知の埋蔵文化財包蔵地として保護を図る。
石造物	・路傍の石仏や道標などの歴史的な石造物は、移動することなく現状保存を原則とする。 ・新たに設置する石造物は、景観に配慮したものにする。
公共施設等	・高さ・規模・色彩等の誘導を行ない、周囲の景観と調和を図る。また、改修等の実施にあたっては、景観に調和するよう積極的に修景を行なうものとする。
自動販売機	・自動販売機を設置する場合には、周囲の景観に調和した着色、建物内への取り込みなどにより、周辺景観との調和に配慮する。
住 居	・集落における住居は奇抜なものをさけ、極力それぞれの集落の家並に調和することを原則とする。 ・積雪地帯であるため、当然のことではあるが、陸屋根を避け、勾配屋根を原則とする。

2 既存法令等による行為規制

奥出雲町全域は、景観法に基づき策定された景観計画により、景観保全に対する基本的事項が盛り込まれており、奥出雲町景観条例による行為規制が定められている。

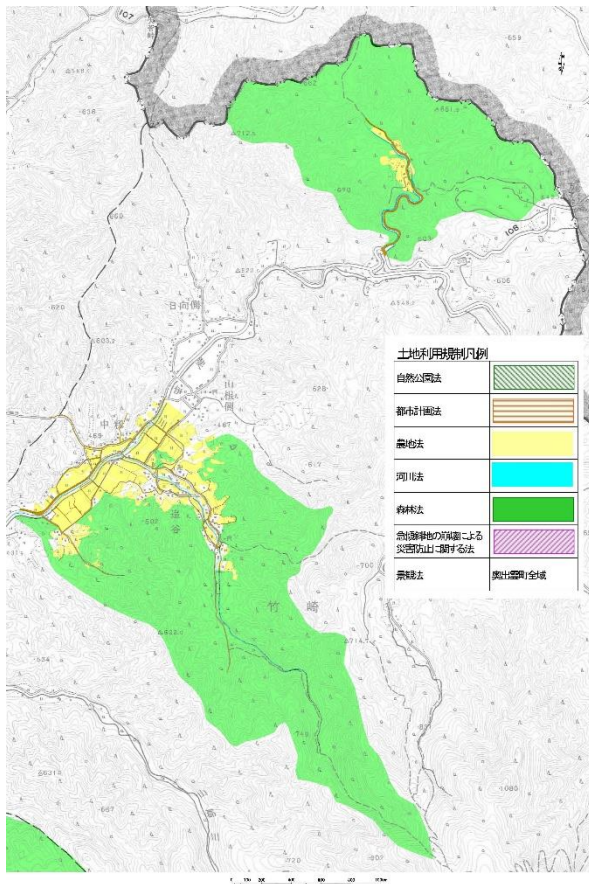
また、「自然公園法」、「農業振興地域の整備に関する法律」、「農地法」、「河川法」、「森林法」、「地すべり等防止法」、「急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律」、「都市計画法」、「文化財保護法」による行為規制が適用されている地域が含まれている。

これらの行為規制は次のとおりである。

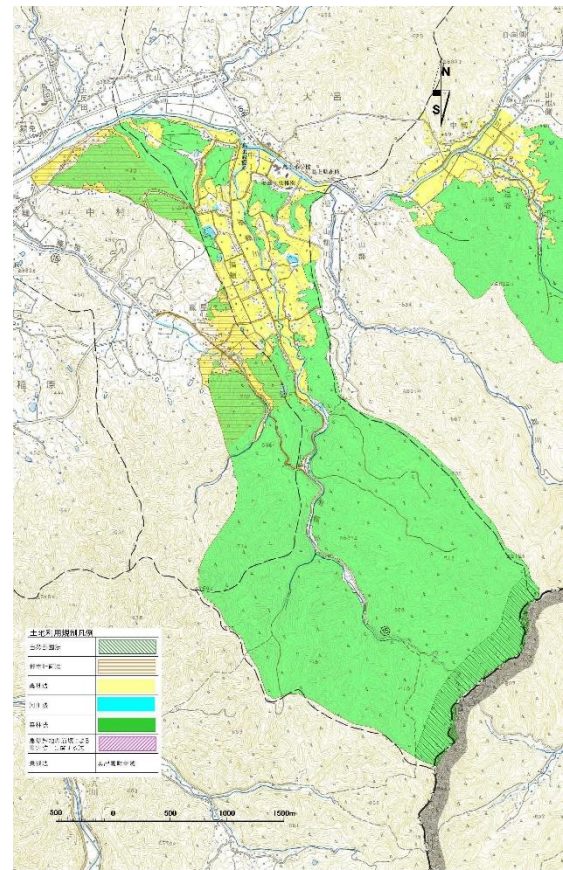
表 3-2 既存法令等による行為規制一覧

根拠法令	対象範囲	許可・届出等	行為規制の内容	罰則規定
自然公園法	比婆道後帝釈 国定公園	届出	自然公園内での現状変更には、届出が必要である。	懲役又は 罰金
農業振興地域の 整備に関する法律	農用地	許可	農用区域内の開発行為には、許可が必要である。	懲役又は 罰金
農地法	農地	許可	農地転用及び農地転用をするための権利設定又は移転をする場合、許可が必要である。	懲役又は 罰金
道路法	県道・町道	許可	・電柱・広告塔などの工作物を設置する場合は届出が必要である。	懲役又は 罰金
河川法	追谷川、福頼 川、内谷川ほか	許可	工作物の新設、改築又は除去、土地の現状変更等を行う場合、許可が必要である。	懲役又は 罰金
森林法	民有林	許可	1 ha を超える開発は許可が必要である。	懲役又は 罰金
		届出	立木を伐採する場合は、届出が必要である。	
	保安林	許可	立木の伐採、土地の形質変更等を行う場合、許可が必要である。	
地すべり等防止 法	地すべり防止 区域	許可	地上下水の誘発、排水阻害行為、切土、地すべり防止施設以外の工作物の新設・改良等を行う場合、許可が必要である。	懲役又は 罰金
急傾斜地の崩壊 による災害防止 に関する法律	急傾斜地崩壊 危険区域	許可	水の放流、切土、掘削、盛土、立木林の伐採、土石の採取又は集積、急傾斜地の崩壊を誘発する行為、急傾斜地の崩壊防止施設以外の工作物の新設・改良等を行う場合、許可が必要である。	過料
都市計画法	用途地域	許可	建物等の新築、改築等に際して、建築確認申請の届出が必要	懲役又は 罰金
文化財保護法	周知の埋蔵文化財包蔵地	届出	土木工事等を目的として周知の埋蔵文化財包蔵地の発掘調査をしようとする時は、文化庁長官へ届出が必要である。	
	指定文化財	許可	指定文化財の現状を変更する場及び保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可が必要である。	罰金又は 過料
島根県文化財保護条例	指定文化財	許可	県指定文化財の現状変更をする場合は許可が必要である。	罰金又は 過料
奥出雲町文化財保護条例	指定文化財	許可	町指定文化財の現状変更をする場合、許可が必要である。	
景観法 (景観条例)	奥出雲町全域	届出	高さ 10m若しくは 3 階建又は建築面積 200 ㎡を超えるものは届出。面積 1,000 ㎡を超える屋外における物品の集積等には届出が必要など。	勧告・命令・氏名公表

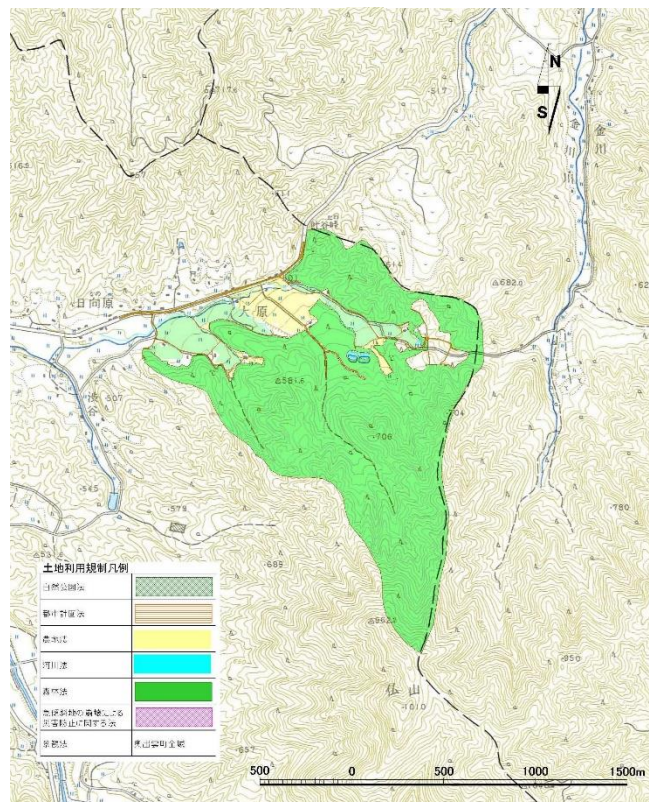
既存法令等による土地利用規制図



小万歳・追谷区域の土地利用規制



福頼区域の土地利用規制



3 景観法に

を行う際に守るべき

基づく奥出雲町景観計画による規制

制限事項を定めている。

町内で届出対象行為を行う際は、その行為に着手する30日前までに届出を行い、その行為が景観形成基準に適合しているか審査することになっている。

本町では、全域的にたたら製鉄に伴う地形改変等が行われ、特色ある棚田や鉄穴残丘景観が残り、市街地にも中世由来の街並み景観などを残している。

このため、奥出雲町全域において、景観に大きな影響を与える大規模な行為とその行為

表 3-3 景観法に基づく奥出雲町景観計画による規制

建築物の新築、増・改築、移転、撤去、外観の変更		高さ 10m若しくは 3 階建て又は建築面積 200m ² を超えるもの
工作物の新築、増・改築、移転、撤去、外観の変更	垣（生垣を除く）、さく、塀、擁壁等	高さが 2 m 又は長さが 5mを越えるもの。 ただし、擁壁その他これらに類するものは高さ 5 mを越えるもの。
	煙突、排気塔等、鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱等、電波塔、記念塔、物見塔等、高架水槽、冷却塔等、彫像、記念碑等、観覧車、飛行塔、メリーゴーラウンド、ウォーターシュート、コースター等、コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラント等、石油・ガス・液化石油ガス・穀物・飼料等を貯蔵し、又は処理する施設、污水处理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設等	高さが 10m又は築造面積が 200m ² を超えるもの（注 1） 注 1：工作物が建築物と一体となって設置される場合は、工作物の高さが 5 mを超え、かつ、地盤面から工作物の上端までの高さが 10mを超えるもの
	自動車車庫の用に供する立体的施設	高さが 10m又は築造面積が 200m ² を超えるもの（注 2：注 1 に同じ）
	電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路、空中線等（これらの支持物を含む）	高さ 20mを超えるもの（支持物が建築物と一体となって設置される場合は、支持物の高さが 5mを超え、かつ、支持物の上端までの高さが 20mを超えるもの）
	広告板、広告塔、装飾塔等	高さ 5m又は表示面積 10m ² を超えるもの（注 3：注 1 に同じ）
屋外における物品の集積・貯蔵		高さ 5 m又は面積 1,000m ² を超えるもの
鉱物の掘採、土石等の採取		面積が 300m ² を超えるもの、又は高さ及び
土地の区画形質の変更		長さがそれぞれ 5 m及び 10mを超える法面若しくは擁壁を生じるもの

《景観形成基準》

良好な景観の形成のための行為の基準は次のとおりとしている。

共 通 事 項		①行為地の選定に当たって、景観形成上重要な地域の良い景観を損なうことのないよう、かつ、主要な展望地からの眺望の妨げにならないよう、特に配慮すること。 ②行為地内に複数の建築物、工作物及び屋外駐車場等を設ける場合は、施設間の調和に配慮すること。 ③行為の期間中は、敷地周囲の緑化や工事堀等による修景に工夫するとともに、周囲の道路からの遮へいに努めること。
個 別 的 事 項	建築物の建築等	
	位 置	①行為地が歴史的建造物等の優れた景観資源に近接する場合は、その保全に配慮した位置とすること。 ②行為地が主要幹線道路又は景勝地等に通じる主要道路等に接する場合は、できる限り当該道路等から後退した位置とすること。 ③行為地が山稜の近傍にある場合は、稜線を乱さないよう、できる限り尾根から低い位置とすること。
	規 模	景観形成上重要な地域において、主要な展望地からの眺望を著しく妨げることのないよう配慮すること。
	形 態	①地域の景観と調和するよう配慮すること。 ②周辺に圧迫感を与えないよう工夫すること。
	意 匠	①地域の景観と調和するよう配慮すること。 ②建築物の屋外階段、壁面設備及び屋上設備は、当該建築物との一体性を確保するよう配慮すること。ただし、やむを得ない場合には、主要な展望地又は道路からできる限り見えない位置に設置すること。 ③建築物に設置する看板及び広告塔は、必要最小限の大きさ及び設置箇所数にとどめるとともに、建築物及び周辺の景観との調和に配慮すること。
	色 彩	①けばけばしい色彩はできる限り避け、落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観との調和に配慮すること。 ②敷地内の屋外設備、工作物等の色彩は、大規模建築物本体及び周辺の景観との調和に配慮すること。
	素 材	①地域の優れた景観を特徴づける素材の活用に配慮すること。 ②外壁等の材質は、できる限り耐久性に優れ、維持管理の容易なものとする。
	敷地の緑化	①敷地内はできる限り緑化し、かつ、敷地の境界を囲う場合には、生け垣等の植栽に努めること。 ②樹姿又は樹勢が優れた既存の樹木がある場合には、修景に生かすよう配慮すること。
	そ の 他	①屋外駐車場は、できる限り出入口を限定するとともに、生け垣、塀、柵等を設け、安全上支障のない範囲で道路から直接見通せないよう配慮すること。 ②屋外照明は、過剰な光量とならないよう配慮すること。 ③空気調和設備等の屋外機及びバルコニーの物干し金物の位置を工夫すること。

個 別 的 事 項	工作物の建築等	
	建築物の建設等における基準に同じ	
	屋外における物品の集積又は貯蔵	
	集積又は貯蔵	①主要な展望地及び道路等の公共用地からできる限り見えない方法を工夫すること。 ②適切な集積又は貯蔵に努めること。
	遮へい	①敷地外からの出入口は、できる限り限定すること。 ②敷地周囲の緑化に努める等周囲の道路等からの遮へいに配慮すること。
	鉱物の掘採又は土石等の採取	
	遮へい	①敷地外からの出入口は、できる限り限定すること。 ②敷地周囲の緑化等により周囲の道路等からの遮へい措置を講じること。
	事後の措置	①長大な法面又は擁壁を生じないよう配慮すること。ただし、やむを得ない場合には、次のことを工夫すること。 ・法面は、緑化可能な勾配とすること。 ・擁壁は、周辺の景観と調和した形態及び素材とすること。 ②行為を終了した所から速やかに自然植生と調和した緑化等により修景を行うこと。
	その他	主要な展望地及び道路等の公共用地から掘採又は採取の場所ができる限り見えないよう、掘採又は採取の方法を工夫すること。
	土地の区画形質の変更	
	変更後の形状	①長大な法面又は擁壁を生じないよう配慮すること。ただし、やむを得ない場合には、次のことを工夫すること。 ・法面は、緑化可能な勾配とすること。 ・擁壁は、周辺の景観と調和した形態及び素材とすること。 ②行為終了後においては、土地の不整形な分割又は細分化は避けること。
	緑化	行為を終了した箇所から速やかに自然植生と調和した緑化等により修景を行うこと。
	その他	埋立て又は干拓に当たっては、護岸、堤防等は、周辺の景観と調和するよう形態、素材等を工夫すること。
	野外広告物の表示等に関する行為の制限	
	屋外広告物は、企業宣伝や日常生活の利便向上に効果があるが、その一方で、無秩序かつ過剰に設置したり、突出して派手な色彩のものだと、景観を損ねてしまう。このことから、景観計画区域内における屋外広告物の表示及び屋外広告物の掲出に関する基準事項については、良好な景観を形成し、もしくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため定められた「島根県屋外広告物条例」の適切な運用と、良好な景観の形成に関する方針に基づき、今後も周辺の景観に配慮した屋外広告物の誘導を図っていくこととする。	

4 重要文化的景観の形成基準

(1) 重要文化景観形成基準の考え方

重要文化的景観の選定申出にあたっては、その価値が明らかにされていることはもとより、景観法その他の法律に基づき、条例で文化的景観を保存するための基本事項を定めていることが要件となっている。本町では景観計画に基づき、奥出雲町景観条例が施行され、基本的な考え方や良好な景観の形成基準を示している。

また、このほかにも、農地法や農業振興地域の整備に関する法律、森林法などに基づき、無秩序な開発行為等は制限されている。

これらは、既述の「2 既存法令等により行為規制(表 3-2)」、「3 景観法に基づく奥出雲町景観計画で定める届出行為及び景観形成基準(表 3-3)」のとおりである。

ここでは、以上の行為規制のほかに、重要文化的景観を構成する個々の要素を有機的に関連づけ、保存管理、整備活用及び運営体制の整備を通じて、地域住民はもとより行政をはじめ関係機関と共通理解のもと、景観形成の推進をしようとするものである。つまり、選定が住民の負担感や土地利用に関する見解の相違につながるようでは、良好な景観保全・形成は成り得ず、本制度が意図するものではなくなってしまいうからである。

そこで、良好な景観を保存継承するためには、これまで培われた地域のルール(慣習)によって守られてきた文化的景観の重要な要素を、改めて再認識・再構成し、保存管理・整備活用をはかりながら景観の形成を推進していくことが好ましいと考えられる。したがって、新たな決まりや活動を始めるということではなく、これまで当たり前のように生活(活動)してきたことを基本に、景観形成基準を設け、保全しよ



良好に守られてきた景観(船通山を望む)

うとするものである。

幸いにも、本地域は自治組織の体制もしっかりしており、自治組織での道路愛護作業、環境美化などの景観保全活動も積極的に行なわれている。また、先人たちから受け継いだ歴史的建造物の維持管理や伝統行事の保存継承も当たり前のように守り続けている。個々を見ても、代々受け継いだ耕作地も、全国的に広がりを見せている耕作放棄問題とはほとんど無縁で、営農意欲は旺盛である。

これは、奥出雲地方の独特な風土によって培われた文化と歴史的な結束力によってもたらされたものと考えられ、素晴らしい地域共同体が存在しているからこそである。このことが同時に、地域の人々が、生まれ育った地に誇りを持ちながら住みやすい環境を形成してきた基礎となってきたものである。ついては郷土を愛する心の高まり、いつまでも守り続けたいという思いの原動力となってきたものと思われる。

重要文化的景観の選出範囲は、それぞれたたら製鉄に起因する特異な景観形成がなされながらも、調和のとれた集落景観が今日まで保全されてきたことは、既述のことが裏付けとなっている。

ここでは文化的景観の重要な構成要素の現状の良否を把握するとともに、今後の土地利用についての基準を設け、良好なものはそのまま

維持し、不良な要素は修景等の改善に努めながら、これまでどおり日々の生活に溶け込ませながら、後世に保存継承する考え方を示す。

次に掲げる事項が、後世に保存継承すべき文化的景観形成基準を示したものである。

（２）重要文化的景観形成基準（現状維持に努める事項）

これまで、良好な状態で守られてきたものについては、現状維持を基本とし、今後も保全・管理していくものとする。また、重要な構成要素の現状変更は届出ること。

山村集落景観に調和した住宅の維持



- ・集落における住居は、奇抜なものやけばけばしい色彩を避け、周囲の景観と調和したものに努める。
- ・2階建て以下（最高高さ 10m以下）とし、陸屋根を避け勾配屋根と自然素材の使用を基本とする。
- ・敷地内の緑化に努め、地域に根差した樹種を植栽することとし、屋敷林等の既存樹木をできる限り保全・活用する。

棚田の維持と保全



- ・鉄穴流しによって拓かれた棚田で産出する米は、ブランド米として高く評価されており、積極的に営農するとともに、耕作放棄がおこらぬよう努める。
- ・未は場整備地については、現状維持が好ましいが、耕作維持のため止むを得ず行う場合は、届出をするとともに、指導をうけるものとする。
- ・畦畔の草刈りを積極的におこなうこと。

用水路（鉄穴井手）の維持と保全



- ・現在使用している多くの用水路は、鉄穴流しのために導かれた用水路（鉄穴井手）であり、重要な構成要素のため、現状維持及び保全に努めること。
- ・水田の維持管理のため、土水路をコンクリート製品の敷設をする場合は、現在の流水形状のまま敷設することを原則とし、流水形状を変更する場合は届出ること。
- ・管理作業の草刈りをおこない保全すること。

鉄穴残丘の維持と保全



- ・鉄穴残丘は、墓地や鎮守の杜が所在したことから残されたもので、水田と相まって特異な景観を形成している重要な要素であることから、基本的形状を変えることなく維持管理することを原則とする。
- ・周囲の草刈りを積極的に行ない、良好な環境を保つよう努めること。
- ・現状変更する場合は届出ること。

歴史的建造物の維持と保全



- ・鉄師などが寄進した歴史的建造物は、現状を変えることなく維持するものとする。
- ・老朽化や災害等によるき損等が発生した場合は、速やかに届出をして、補助事業等により修繕を行なうこととする。
- ・周囲の樹木の伐採や、除草に努め良好な環境を維持すること。

（３）重要文化的景観形成基準（修景や復元などに努める事項）

少子高齢化などにより放置され、景観を阻害している要素や問題と思われる事象については、国の補助事業等を活用して積極的に修景を図ることとする。

繁茂した竹林木等の伐採による修景の推進



- ・鉄穴残丘や歴史的遺構等は、文化的景観の重要な構成要素であるので、繁茂した竹林木の伐採は専門家等の指導を得て、積極的に行なうものとする。その際、国の補助事業を積極的に活用するものとする。
- ・事業実施後は、再び竹林木が繁茂することのないよう保存管理に努める。

耕作放棄地の積極的な復元による修景の推進



- ・現状耕作放棄地はほとんど見られないが、条件悪地において、わずかに見受けられるものについては、復元に努める。
- ・悪地により復元が困難な場所においては、補助事業等を活用して、修景を図るよう努力する。
- ・事業実施後は、再び荒廃することのないよう保存管理をする。

放置している廃屋等の撤去の推進



- ・現在放置された廃屋等は、景観を著しく阻害するものであるため、速やかに撤去するよう努めること。
- ・空き家等が発生した場合には、町の空き家バンクに登録するなどして、入居者を募集し、維持管理が継続できるよう努める。

遊歩道等の整備の推進



- ・林野を少し分け入ると採掘切羽等のたたら製鉄に起因する遺構が残存し、眠ったままになっている。これらは、本町の景観形成プロセスを知りうる手がかりとなる重要なものであると同時に、貴重な資源であるので、補助事業等を活用して、誰もがいざなえるよう整備を図るものとする。

ビューポイント（視点場）の整備の推進



- ・地域と行政が連携協力して、良好な景観を愛でるビューポイント（視点場）を設置し、来訪者はもとより地元住民においても、文化的景観愛護の普及啓発を図るものとする。
- ・地域住民の要望を踏まえ、説明看板等の設置を補助事業を活用して推進する。なお、設置にあたっては統一的なものとする。

5 重要文化的景観の現状変更等の取扱い基準

たたら製鉄・鉄穴流しと鉄山を背景にした奥出雲町の文化的景観の文化庁長官への届出行為について、届出対象とするものは、文化的景観の構成要素とし（平成 20 年 20 庁財第 148 号各都道府県知事・各都道府県教育委員会・文化庁関係各独立行政法人の長あて文化庁文化財部長通知）、滅失又はき損（文化財保護法「以下、法という」第 136 条）及び現状変更等（法第 139 条）がある場合には、事前に奥出雲町教育委員会と協議を行ない、文化庁長官に届出を行うものとする。

また、届出対象行為及び期間は次のとおりである。

■届出を必要とする行為

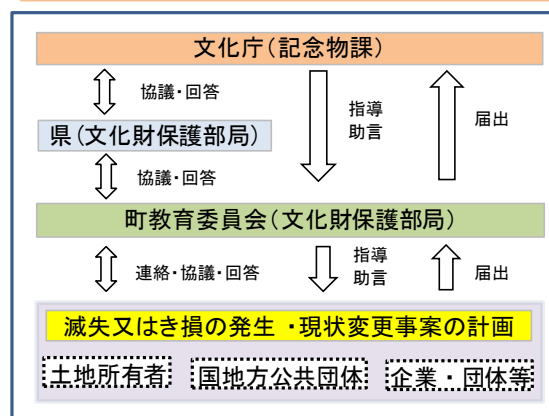
届出種類	届出が必要な場合	届出日
滅失	消失、流失等により滅失した場合	滅失の事実を知った日から 10 日以内
き損	災害等により大きく破損した場合	き損の事実を知った日から 10 日以内
現状変更	移転、除去、文化的景観構成要素の価値に影響を及ぼす行為	現状変更をしようとする 30 日前まで

なお、滅失又はき損（法第 136 条）については、重要文化的景観の保存に著しい支障を及ぼすおそれがない場合は届出を要しないとされており、その行為は平成 17 年文部科学省令第 24 号（以下、省令という）第 4 条に定められている。また、現状変更の届出等（法第 139 条）については、維持の措置若しくは非常災害のために必要な応急措置又は他の法令の規定によ

る現状変更を内容とする命令に基づく措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為について、影響が軽微である場合はこの限りではないとされており、その維持の措置の範囲は省令第 7 条に定められている。

このほか、重要文化的景観選定範囲内で行われる公共事業について、その公共事業関係機関は奥出雲町教育委員会と事前に協議を実施し、重要文化的景観の保存に影響を及ぼすことがないように調整を図ることとし、届出不要と定めのないものは、影響の大小にかかわらず届出が必要です。

重要文化的景観の現状変更等の届出の流れ



また、重要文化的景観選定範囲内において、重要な構成要素以外について奥出雲町景観計画のほか、既存法令による届出等があったものについては、各担当部局から奥出雲町教育委員会に照会するものとし、現状変更内容によっては、所有者等と協議を行うこととする。

第4章 文化的景観の整備に関する事項

1 整備・活用に関する考え方

基本方針では、各主体（地域住民・企業団体等・行政）がお互いに共通理解を持って取り組んでいく必要があり、そこに専門家の指導助言を得て、より良い整備や活用を図ることとしている。

整備について、歴史的建造物や遺構、鉄穴流し跡地に拓かれた棚田、信仰施設は重要な位置を占めるものであるため、率先して整備することが求められる。また、道路や河川などの公共物は、景観形成上において影響が大きいので、景観に配慮することが必要である。

そこで、現存するたたら製鉄の遺構はもとより採掘切羽や水路、特に鉄穴残丘など鉄穴流しに関わる遺構や信仰を対象とする場所を中心に、歴史的な重層性と横断的なつながりが理解できるように整備をはかっていくものとする。

また、景観地へのスムーズな案内をはかる誘導標は景観に妨げにならないよう最小限に設置することに留め、ビューポイント（視点場）を設けるなど、来訪者が訪れやすい環境と景観保全の調和のとれた整備が必要と考えている。

さらに、地域住民による文化的景観愛護団体の設立等を通じた普及啓発活動や地域活性化



住民による遺跡の修景作業（追谷自治会）

への活用はもとより、行政側においても、関係諸機関と相互に連絡協議を重ねて、奥出雲町景観計画による重要景観公共施設の指定や景観の整備・活用に向けての共通理解の形成が必要である。

2 整備・活用の方針

（1）整備の方針

- ①住居などの建築物は2階建て以下とし、自然素材を活用し、周囲と調和が取れるよう配慮することを原則とする。
- ②農地は現状維持を基本とし、鉄穴流しにともない導かれた用水路や堤（ため池）などについては、その形状を変えないようにする。ただし、農業を維持管理するため、景観に配慮した圃場整備や水路への二次品の敷設は可とする。なお、生物多様性の観点から、堤（ため池）は現状保存とする。



昭和40年代の鉄穴流し本場

- ③鉄穴残丘は、本町の景観を特色付けている重要な要素であるので、現状を維持し繁茂



現在の鉄穴流し本場（町指定文化財として保

持した竹林等は伐採し、修景に努める。また、採掘切羽は、現在の景観が形成されたプロセスを知る手がかりとなるので、現状保存に努める。

- ④道標や地藏など歴史的石造物は、現状維持を基本とし、移設や撤去は原則行なわないこととする。
- ⑤たたら製鉄遺構などの遺跡は文化財保護法に基づき保護し、現状維持に努める。
- ⑥公共施設は、高さ・規模・色調など、周囲の景観と調和が図れるよう誘導する。

（２）活用の方針

- ①自治会館や空き家などは、普及啓発の拠点として積極的に活用するものとし、地域住民間の連帯感の高揚や農業体験やそば打ち体験など、文化的景観を活かしながら、県内外からの交流人口の増加を図る。

- ②現在においても「奥出雲仁多米」は高い評価を得ているが、重要文化的景観の棚田で作



奥出雲仁多米や地酒などのブランド力向上

にいと考えている。また、銘酒として知られる地酒など、奥出雲の文化的景観で育まれた産物を全国に積極的に売り込み、販売促進を強化する。

- ③鉄穴残丘やたたら製鉄の遺構をはじめ、金屋子神社などの信仰施設、建造物等は、先人たちが継承してきた文化遺産であり、貴重な観光資源である。景観に配慮した看板を設置し、ルート化を図るほか、ビューポイント（視点場）の設定を推進し、来訪者の満足度を高め、リピート率の向上や口コミなど効果のある整備を実施する。
- ④町内の学校と連携し、鉄穴残丘やたたら製鉄を郷土学習（ふるさと学習）の教材として活用する。先人たちの知恵や守り続けてきた伝統を感じることで、子どもたちの中に郷土への誇りが培かわれ、地域資源を受け継ぐ志が育まれることが期待される。



たたら製鉄





豊かな自然景観の中で行われる茶会（交流の促

び活用するために必要な体制に関する事項

1 運営及び管理体制に関する考え方

たたら製鉄の技術は国選定保存技術に認定されている。また、鳥上木炭銃工場角炉施設、絲原家住宅は、国登録有形文化財に登録され、櫻井家住宅は国重要文化財の指定を受けている。このほかにも、ト蔵家が操業した原鉦が町指定文化財に指定されているなど、数多くの“たたら文化遺産”は、町内いたるところに見ることができる。また、たたら製鉄で形成された文化的景観は、時代の流れをタテ糸とし、水田と鉄といった多様な産業形態をヨコ糸として、これらが複雑にからみあって形づくられているといえる。つまり、今日に残るすべてが奥出雲町の文化遺産というべきもので、それらが文化的景観を構成している。

奥出雲町景観計画では、たたら製鉄に起因する景観を文化的景観区域として位置づけ、整備活用をすることとしている。これは、既述のとおり町内全域的にたたら製鉄に伴う景観形成がされてきたからである。

文化的景観区域に設定するにあたっては、地域住民はもとより町民全てが、たたら製鉄に



小学校のたたら体験学習（学習プログラム化）

観であることを理解し共有することが基本となる。そして、主体者である地域住民が、今日の優れた景観に愛着や親しみを持ち、次世代に継承したいという思いを持ち得るか否かにかかっている。このことが同時に、重要文化的景観に選定されてよかったと誇りが持てることにつながってくると考えられる。

そこで重要となってくるのが、住民主体の管理運営ができるように共通理解のうえ、行政や専門家が多角的に支援を行う必要がある。



良好に管理されてきた追谷集落の文化的景観



文化的景観を特徴づける鉄穴残丘の保存



歴史的建造物等の保存管理の推進



2 地域住民の役割 (取材：竹崎十七夜)

地域の景観保全は、当然のことながら一番の主体者はそこに住む地域住民であり、重要となるのが理解と意識である。

幸いなことに、本地域は自治組織もしっかりしており、文化的景観の構成要素の修景事業を積極的に取り組んでいるほか、道路愛護作業やゴミ拾い活動などの環境保存活動にも意欲的に取り組んでいる。

しかしながら、時代の流れとともに地域にある堂や祠などの歴史的建造物に価値が見出されなくなりつつあり、荒廃し忘れ去られようとするものも見受けられつつある。

追谷集落などでは、収穫祭に地域外交流として岡山大学で活動している落語研究会を招待し、交流を自主的に行っている。

地域住民による修景作業（原鈿の修景）



このような地域間交流を今後も継続し、学生だけでなく、ファミリーや外国人などを地域に呼び込めるような企画や学習機会を提案

岡山大学落語研究会との交流



地域住民が調べた地域の宝（文化的景観の構成要素）

して、流入

流入人口を高めていくことが必要である。

そこで、都市部との地域間交流などにより、外部からその地域の価値を評価してもらい参考にすることも必要と考えられる。また、こうして得られる新しい発想や力は、地域活動の活力源になりえるものと思われる。

さらに、景観を背景として受け継がれてきた春に行なわれる札打ちや晩夏を彩る愛宕祭りなどの伝統芸能も保存継承していく必要がある。

今後は、奥出雲町景観審議会等と連携して、勉強会や先進地視察など行うなど理解を深めることが重要であり、奥出雲町景観計画に定める景観協定の推進や文化的景観愛護団体のような自主的な景観形成団体の設立を視野に入れて、文化的景観をうまく活用しながら継承していくことが望まれる。

3 行政の役割

選定された文化的景観の整備活用を図るためには、重要文化的景観の選定後において文化的景観整備活用計画を策定する必要がある。これに基づき、たたら製鉄で育まれた良好な景観を保存継承するため、必要に応じて修景事業を継続するものとする。

奥出雲町文化的景観調査検討委員会委員に新たに整備活用のエキスパートを補完して、体制づくりをおこなうことが求められる。



景観シンポジウムの開催

また、地域住民等による自主的な景観形成団体や自治組織に対して、文化庁・島根県・本町の補助金・助成制度を活用し、優先的に支援策を講じることとする。景観形成団体への具体的な支援策として、研修会の開催、情報提供やPR、都市部の住人との交流、専門家派遣の協力等を行うことにしている。さらに、地域住民に対するセミナーの開催等の情報提供を図り、文化的景観に対する意識や文化的価値の共通認識を持てるようにしたいと考えている。

現地の情報を提供するにあたっては、ソーシャルネットワークサービスをはじめとしたIT技術を活用し、情報発信に取り組んでいくこととしたい。四季の移り変わりや地域の行事、地域の取組みを定期的に広報することによって、地域外の人々の興味・関心を高められると考えられる。また、ソーシャルネットワークサービスは人と人のつながりを促進・サポートするという働きがあり、利用者の知り合いの利用者へと情報が拡散され、より多くの人に周知ができ、来訪者の増加が見込める。

以上のような、文化的景観整備活用計画の策定、奥出雲町文化的景観調査検討委員会の新たな体制づくり、景観愛護団体への支援、地域住民等への研修会の開催、定期的な情報発信を通して、景観保全に努めていくものとする。

4 重要文化的景観の推進体制

文化的景観の保存整備・活用については、地域住民や行政が個別に役割を果たせば推進できるわけではない。既述のとおり、地域と行政が共通理解のもと密に連携協力して、それぞれの役割を果たしながら推進していくことが必要である。また、NPOや地域間交流などの外部からの支援や参画によるアドバイスや意見具申を得ることも重要である。

推進体制を構築し、重要文化的景観の良好な保存整備や活用を図るものとする。

文化庁(文化庁長官)

協議回答
県(文化財保護部局)

専門的な指導助言
国庫補助
修理事業
普及啓発

町景観審議会
文化的景観部会

町長部局

■景観保全部局
・景観計画の調整
・文化的景観区域

■開発事業部局
・公共工事の計画
・災害復旧の実施

■法令所管部局
・既存の行為規制の申請又は届出

連携
協議
連絡

町教育委員会(文化財保護部局)

設置：文化的景観整備活用委員会

設置：文化的景観調査検討委員会
(保存調査の継続)

文化財保護全般の調整

参加

文化的景観の保存整備を推進する人材等

- 地域住民
- 地域自主組織(自治会等)
- NPO等の外部組織
- 学識経験者
- 事業者
- 専門家
- 公益財団法人(絲原記念館)(可部屋集成館)
- その他協力者

連絡協議回答
指導助言
届出
補助金交付

申請又は届出

町の直接事業

誘導標・説明看板の設置
景観配慮の事業実施
景観シンポジウム
景観ワークショップなど

活動支援施策

きらり輝く地域づくり事業
地域活動創造事業
景観基金の活用
その他の助成

連携
支援

重要文化的景観選定区域

重要文化的景観の重要な構成要素

- ・災害による滅失又・き損の発生
- ・現状変更を要する工事の実施

保存整備活用事業
研修会実施
その他事業

重要文化的景観の構成者

地域自主組織(自治会)	土地所有住民
国地方公共団体	企業・団体等
地域外在住土地所有者	居住者

取組活動

文化的景観を守るために取り組むべき事項

- 景観保全委員会の設置
- 景観学習会
- 景観保全活動
- 補助事業実施・修理事業実施・修景事業実施
- 先進地視察
- 地域間交流
- その他景観を守る活動

アドバイス
意見具申

参画・受入

専門家・学識経験者
国・島根県など

専門家・大学などの学識経験者

NPO等の外部組織等の支援団体

文化的景観地域等との交流

備・活用の推進体制図」で示すとおり大系的な

第6章 文化的景観における

重要な構成要素

1 景観を構成する重要な構成要素の考え方

「奥出雲たたら製鉄及び棚田の文化的景観」は、重要文化的景観選定基準の示す「水田・畑地などの農耕に関する景観地」、「用材林・防火林などの森林の利用に関する景観地」、「ため池・水路・港などの水の利用に関する景観地」、「鉱山・採石場・工場群などの採掘・製造に関する景観地」、「垣根・屋敷林など居住に関する景観地」の5つの選定基準が複雑に絡み合った複合した景観地である。

たたら製鉄の燃料木炭として輪伐されてきた広大な森林資源は、植林が進んでいるものの、広葉樹も広範囲に残り、季節ごとの彩りを見せている。また、林野を分け入ると製鉄跡やそれに伴う炭窯跡が幾多も点在しており、歴史的所産を垣間見ることができる。これを背景に、山懷に抱かれた山麓丘陵地に広がる棚田景観は鉄穴残丘を残すほか、家並みや信仰の対象物などとあいまって独特な景観を形成している。

また、近世期から近代初頭にかけて、たたら製鉄が行われた高殿を中心とした山内遺構は、隆盛を極めた時の名残を感じ、周辺を取り込んだ「国重要文化財櫻井家住宅」、「国登録有形文化財絲原家住宅」は、鉄師頭取を務めた佇まいを今に残し、威風を放っている。

さらに、今日もなお、たたらの炎があがる「日刀保たたら」の操業技術は国選定保存技術として認定され、近代化遺産の「鳥上木炭銃工場」は国登録有形文化財となっている。この景観はしまね景観賞を受賞するなど、本町のシンボリックなたたら景観である。

本町は、「第2章1 文化的景観の概要と価値(P20)」で既述のとおり、たたら製鉄が最も盛んに行なわれ地域である。同時に、鉄穴流しが大規模かつ、全国で最後まで稼業し、その水路を上手く再利用して豊潤な大地として生まれ

変わらせた。今日の生業につなげ、環境共生・循環型であり、世界に類のない鉱山であった。

そして、たたら製鉄関連の遺構・遺跡をはじめ、鉄穴井手(水路)、鉄穴残丘などが点在し、かつて鉄山山林であった山々を背景に棚田が広がるという特色ある文化的景観を形成している。これらの要素が横断的かつ重層的に深く複雑に結びついているところに文化的景観の本質的価値を見出している。

文化的景観の重要な構成要素として、砂鉄鉱山であった山麓丘陵地が鉄穴流しで拓かれ、のちに棚田が形成され、砂鉄鉱山から豊潤な大地に生まれ変わるプロセスを知ることができ、そこに残る「鉄穴残丘」や鉄穴流しのために導かれた「用水路」、「金屋子神社」をはじめとする信仰対象物、たたら製鉄遺構、製鉄に関わりのある建造物などがあげられる。



様々な構成要素が結びつき文化的景観を形成

2 重要な構成要素一覧

保存調査により特定した重要な構成要素となるカテゴリーは次のとおりである。

- ・水田（棚田）
- ・水路等（鉄穴横手・農業用水路）
- ・ため池
- ・鉄穴残丘（鉄穴流しで残された小山）
- ・建造物（製鉄関連の建物等）
- ・たたら製鉄関連遺跡
- ・河川
- ・神社・祠・堂宇（金屋子神社ほか信仰施設）
- ・歴史的石造物
- ・橋梁（たたら関連名称がつけられたもの）

- ・庭園（歴史的庭園）
 - ・景観樹木（ご神木や歴史的樹木）
 - ・墓地（鉄師や製鉄に関わる墓地）
 - ・製鉄関連文化施設（ミュージアムほか）
- 以上 14 種が特定された。
- なお、文化的景観における重要な構成要素に
選定していないが、今後の調査において、本地

域のたたら製鉄所産の歴史的文化遺産である
ものについては、追加選定を行なうものとする。
また、その他のものであっても保全活用を積極
的に推進していくものとする。

以下、重要文化的景観の重要な構成要素とし
て特定したものは次のとおりである。

文化的景観の主要構成要素の水田（棚田）

構成要素の概要	たたら製鉄に伴い数百年に渡り鉄穴流しで流し崩された跡地が造成され、広大な水田（棚田）が拓かれ今日に至っている。これは、奥出雲町の農業景観の形成プロセスを示す主たるものである。 また、一般の水田（棚田）は古くから拓かれた「水田（古田）景観」で、「鉄穴流しの水田（棚田）」との違いや特徴を比較し、理解するうえで欠くことのできないものである。 これが、水田開発の歴史的重層性と今日の横断的景観構造の一部となっている。 このように、鉄穴流しによって、山麓丘陵地を数百年にわたり営々と流し崩した跡地を拓いた水田（棚田）や、その技法を用いた水田開発などは、本町の生業に関わる文化的景観構造の柱となるもので、重要な構成要素である。
守るべき事項	・今日において、産出する「奥出雲仁多米」は、ブランド米として高く評価されているので、積極的に営農するとともに、耕作放棄がおこらぬよう努めること。 ・未ほ場整備地については、現状維持が好ましいが、耕作維持のためほ場整備をする場合は届出をするとともに、整備方法について指導を受けるものとする。 ・本町の生業に関わる文化的景観の主要構成要素であるので、畦畔の除草を積極的に取り組むこと。



たたら製鉄の原料となる砂鉄を採取するために営々と山麓丘陵地を流し崩した鉄穴流し跡地の多くが、のちに拓かれて棚田となり、今日の景観が形成された。



鉄穴流し跡地に拓かれた棚田は、墓地などが所在し流さず残された鉄穴残丘や、住居地が水田より低地に位置するなど独特な景観構造を示す(追谷集落の景観)



鉄穴流しの手法を用いて江戸末に造成された大区画ほ場の棚田(大原新田の景観)



鉄穴流しを背景としない狭隘な谷間に拓かれた棚田(真地区域の景観)



丘陵尾根を大規模に鉄穴流しが行われ、その跡地が拓かれた棚田(福頼集落の景観)

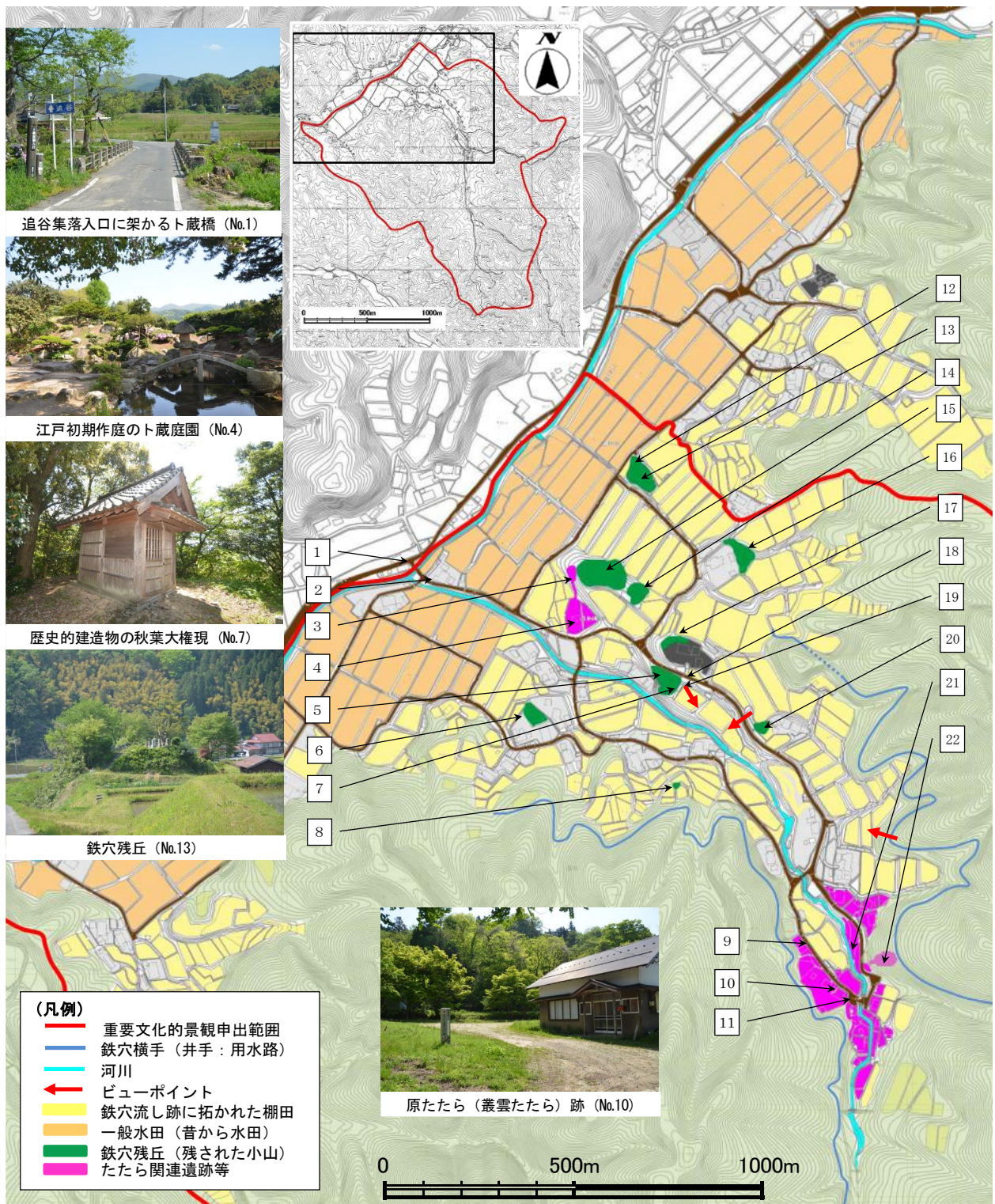


羽内谷鉱山鉄穴流し場の跡に拓かれた棚田(小万歳集落の景観)

追谷区域の文化的景観の俯瞰図



追谷区域の文化的景観構造図



文化的景観の重要な構成要素の一覧表（A-2区域）						
区域 No.	文化的景観の重要な構成要素と守るべき事項					
A 2 区 域 1	名称	ト蔵橋	所在地	奥出雲町竹崎	所有者	奥出雲町
		構成要素の概要	追谷集落の入り口に架かるもので、現橋梁は昭和44年9月竣工。鉄師ト蔵家の名字「ト蔵」を冠し、ト蔵氏と歴史を歩んだ集落を示す重要な構成要素である。			
		守るべき事項	・改修、修繕するにあたっては、山村景観にふさわしいものとし、現在の仕様・意匠に近いものとする。			
A 2 区 域 2	名称	石像物（馬頭観音ほか）	所在地	奥出雲町竹崎	管理者	集落
		構成要素の概要	ト蔵橋のたもとにある馬頭観音、牛頭観音等の石造物は、たたら製鉄関連の輸送及び農耕牛馬を吊うために建立されたものと推察され、たたら製鉄が農耕・輸送など、横断的なつながりを示す重要な構成要素である。			
		守るべき事項	・原則位置を移動しないこと。道路改良等により止むを得ず移動する場合においては、近隣に同様の配置形状で移設すること。 ・周囲の除草に努めること。			
A 2 区 域 3	名称	ト蔵氏墓地	所在地	奥出雲町竹崎	所有者	個人
		構成要素の概要	ト蔵家代々の石塔は非常に豪華なつくりとなっており、隆盛栄華を誇った鉄師ト蔵家の歴史を知るうえで重要な構成要素である。			
		守るべき事項	・墓石等の現状を維持し、修理する場合は同等の石材を使用すること。 ・周囲の樹木も含め維持管理し、保存すること。			
A 2 区 域 4	名称	旧ト蔵氏庭園	所在地	奥出雲町竹崎	所有者	個人
		構成要素の概要	町指定文化財。江戸初期（元禄期）に作庭された池泉鑑賞式庭園で、船通山を借景にし、8合目にある鳥上の滝を写した滝を据えるなど、随所に意匠が見られるもので、鉄師の佇まいを知る重要な構成要素である。			
		守るべき事項	・町文化財保護条例の規定に基づき保存活用を図ることとする。 ・荒廃しないよう除草等に努め、歴史的樹木については枯死しないよう維持管理すること。			
A 2 区 域 5	名称	追谷鉄穴残丘（追谷-8）	所在地	奥出雲町竹崎	所有者	個人
		構成要素の概要	秋葉大権現が所在したために鉄穴流しで流さず残された比高6.1mを測る鉄穴残丘であり、鉄穴流しで拓かれた集落山村の景観を特徴づける重要な構成要素である。			
		守るべき事項	・鉄穴残丘の基本的形状は原則変えない。 ・樹木等については、鉄穴残丘の形状がわかるよう伐採、除草に努め、維持管理すること。			

文化的景観の重要な構成要素の一覧表（A-2区域）					
No.	文化的景観の重要な構成要素と守るべき事項				
A-2区域6	名称	追谷鉄穴残丘（追谷-2）	所在地	奥出雲町竹崎	所有者 個人
			構成要素の概要	墓地が所在したために鉄穴流して流さず残されたもので、比高4.5mを測る鉄穴残丘であり、鉄穴流して拓かれた集落山村の景観を特徴づける重要な構成要素である。	
			守るべき事項	・墓地については景観に配慮して経営するものとし、鉄穴残丘の基本的形状は原則変えないこと。 ・樹木等については、鉄穴残丘の形状がわかるよう伐採、除草に努め、維持管理すること。	
A-2区域7	名称	秋葉山大権現	所在地	奥出雲町竹崎	所有者 宗教法人
			構成要素の概要	浜松にある本山秋葉大権現からト蔵氏が明和5年に分祀して持ち帰ったもので、白木造の豪華な宮である。8月に行われる「十七夜」の祭りは今に伝わり、鉄師ト蔵家と信仰及び伝統芸能のつながりを示す重要な構成要素である。	
			守るべき事項	・改修・修繕にあたっては、極力現在の意匠を継承すること。 ・境内周囲の樹木等は景観に配慮し伐採することとし、地面は舗装等しないこと。	
A-2区域8	名称	追谷鉄穴残丘（追谷-1）	所在地	奥出雲町竹崎	所有者 個人
			構成要素の概要	敷地境界のため残されたものと考えられ鉄穴残丘で、比高1.5mを測るものである。鉄穴流して拓かれた集落山村の景観を特徴づける重要な構成要素である。	
			守るべき事項	・鉄穴残丘の基本的形状を変えないこと。 ・鉄穴残丘の形状がわかるよう除草に努めること。	
A-2区域9	名称	元番頭屋敷石垣	所在地	奥出雲町竹崎	所有者 個人
			構成要素の概要	原鉦山内の入口にあたる番頭屋敷の石組階段は山内と一体となった精緻な造りで独特なものであり、原鉦山内の構造を示す重要な構成要素である。	
			守るべき事項	・石垣の形状を変更しないこと。 ・石組等の特徴がわかるよう除草に努めること。	
A-2区域10	名称	原たたら跡	所在地	奥出雲町竹崎	所有者 個人
			構成要素の概要	ト蔵家の主力鉦で、その後、昭和13年から叢雲鉦として終戦まで操業されたもので、町指定文化財に指定されている。石垣、鉄池、水車跡など、良好に遺構が残っており、原鉦山内を構造を理解する重要な構成要素である。	
			守るべき事項	・町指定文化財である鉄池、水車遺構をはじめ、石垣等の形状を変えない。 ・史跡内を整備活用するにあたっては、整備委員会等の有識者に意見を求め、文化的景観が理解できるよう往時の意匠に近いものにする。	

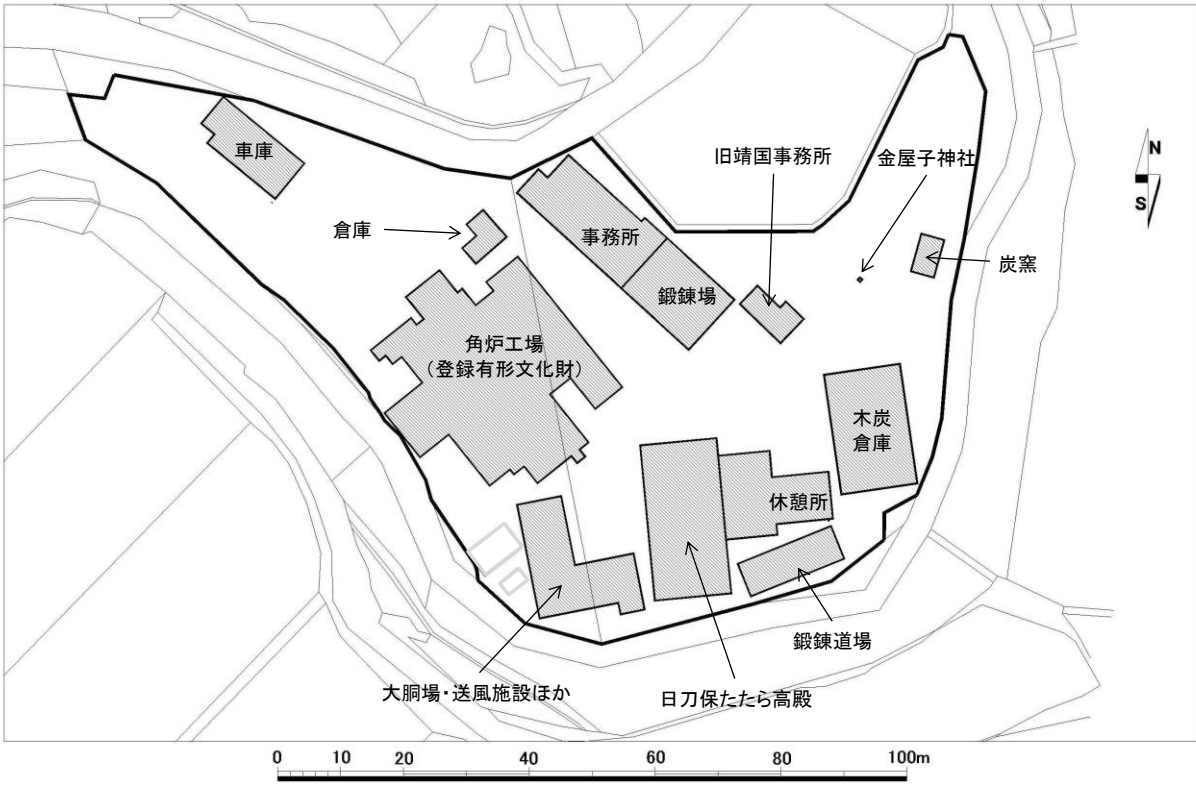
文化的景観の重要な構成要素の一覧表（A-2区域）						
No.	文化的景観の重要な構成要素と守るべき事項					
A-2区域1-1	名称	原たたら跡カツラの木	所在地	奥出雲町竹崎	所有者	個人
		構成要素の概要	カツラの木は、製鉄を司る者すべてのご神木である。本カツラは原鉾のご神木として植えられた大樹で、町指定文化財（原たたら跡附指定）に指定されており、たたら製鉄の信仰樹木として重要な構成要素である。			
		守るべき事項	・町指定文化財保護条例の規定に基づき保存管理すること。 ・枯死しないよう、つた類の除去、周囲の除草に努めること。			
A-2区域1-2	名称	筆塚観音堂	所在地	奥出雲町竹崎	所有者	集落
		構成要素の概要	墓地が所在したために残丘化した場所に筆を供養するために建立され歴史的建造物で、地域の信仰を理解するうえで重要な構成要素である。			
		守るべき事項	・改修・修繕にあたっては、極力現在の意匠を継承すること。 ・境内周囲の伐採、除草に努め、維持管理すること。			
A-2区域1-3	名称	追谷鉄穴残丘（追谷-5）	所在地	奥出雲町竹崎	所有者	個人
		構成要素の概要	墓地が所在したために鉄穴流しで流さず残されたもので、比高3.7mを測る鉄穴残丘であり、鉄穴流しで拓かれた山村集落の景観を特徴づける重要な構成要素である。			
		守るべき事項	・墓地については景観に配慮して経営するものとし、鉄穴残丘の基本的形状は原則変えない。 ・樹木等については、鉄穴残丘の形状がわかるよう伐採、除草に努め、維持管理すること。			
A-2区域1-4	名称	追谷鉄穴残丘（追谷-4）	所在地	奥出雲町竹崎	所有者	個人
		構成要素の概要	墓地が所在したために鉄穴流しで流さず残されたもので、比高12.5mを測る鉄穴残丘であり、鉄穴流しで拓かれた山村集落の景観を特徴づける重要な構成要素である。			
		守るべき事項	・墓地については景観に配慮して経営するものとし、鉄穴残丘の基本的形状は原則変えない。 ・樹木等については、鉄穴残丘の形状がわかるよう伐採、除草に努め、維持管理すること。			
A-2区域1-5	名称	追谷鉄穴残丘（追谷-3）	所在地	奥出雲町竹崎	所有者	個人
		構成要素の概要	墓地が所在したために鉄穴流しで流さず残されたもので、比高5.1mを測る鉄穴残丘であり、鉄穴流しで拓かれた山村集落の景観を特徴づける重要な構成要素である。			
		守るべき事項	・墓地については景観に配慮して経営するものとし、鉄穴残丘の基本的形状は原則変えない。 ・樹木等については、鉄穴残丘の形状がわかるよう伐採、除草に努め、維持管理すること。			

文化的景観の重要な構成要素の一覧表（A-2区域）						
No.	文化的景観の重要な構成要素と守るべき事項					
A-2区域16	名称	追谷鉄穴残丘（追谷-6）	所在地	奥出雲町竹崎	所有者	個人
			構成要素の概要	鉄穴流しで残された鉄穴残丘の特徴をよく示すもので比高5.8mを測る鉄穴残丘であり、鉄穴流しで拓かれた山村集落の景観を特徴づける重要な構成要素である。		
			守るべき事項	- 鉄穴残丘の基本的形状は原則変えない。 - 樹木等については、鉄穴残丘の形状がわかるよう伐採、除草に努め、維持管理すること。		
A-2区域17	名称	追谷鉄穴残丘（追谷-7）	所在地	奥出雲町竹崎	所有者	宗教法人・個人
			構成要素の概要	大龍寺境内地内にある墓地が所在したために残丘化したもので、比高3.0mを測るものであり、鉄穴流しで拓かれた山村集落の景観を特徴づける重要な構成要素である。		
			守るべき事項	- 墓地については景観に配慮して経営するものとし、鉄穴残丘の基本的形状は原則変えない。 - 樹木等については、鉄穴残丘の形状がわかるよう伐採、除草に努め、維持管理すること。		
A-2区域18	名称	三界万霊碑	所在地	奥出雲町竹崎	所有者	宗教法人
			構成要素の概要	大龍寺入口に建立されているもので、ト蔵氏が寄進した三界万霊碑（文政4年）と地藏の石造物であり、集落の信仰と鉄師ト蔵家とのつながりを示す重要な構成要素である。		
			守るべき事項	原則位置を移動しないこと。道路改良等により止むを得ず移動する場合においては、近隣に同様の配置形状で移設すること。		
A-2区域19	名称	不動明王像	所在地	奥出雲町竹崎	所有者	宗教法人
			構成要素の概要	秋葉大権現入口に建立されているもので、ト蔵氏が寄進した石造物「不動明王象」であり、集落の信仰と鉄師ト蔵家とのつながりを示す重要な構成要素である。		
			守るべき事項	- 原則位置を移動しないこと。道路改良等により止むを得ず移動する場合においては、近隣に同様の配置形状で移設すること。 - 樹木等については、伐採、除草に努め、維持管理すること。		
A-2区域20	名称	追谷鉄穴残丘（追谷-9）	所在地	奥出雲町竹崎	所有者	個人
			構成要素の概要	墓地が所在したために鉄穴流しで流さず残されたもので、比高3.0mを測る鉄穴残丘であり、鉄穴流しで拓かれた山村集落の景観を特徴づける重要な構成要素である。		
			守るべき事項	- 墓地については景観に配慮して経営するものとし、鉄穴残丘の基本的形状は原則変えない。 - 樹木等については、鉄穴残丘の形状がわかるよう伐採、除草に努め、維持管理すること。		

文化的景観の重要な構成要素の一覧表（A-2区域）						
No.	文化的景観の重要な構成要素と守るべき事項					
A-2 区域2-1	名称	(故) 安部由蔵村下宅跡	所在地	奥出雲町竹崎	所有者	個人
			構成要素の概要	原鉦山内を構成する村下宅跡で、日刀保たたらを見事復活させた(故) 安部由蔵村下が居住した場所であり、原鉦山内の構造を理解するうえで重要な構成要素である。		
			守るべき事項	・土地の形状を変えないこと。 ・整備活用を図る場合には、整備活用委員会等の有識者に意見を求め、山内景観に配慮したものとする。		
A-2 区域2-2	名称	ト蔵家金屋子神社跡	所在地	奥出雲町竹崎	所有者	個人
			構成要素の概要	ト蔵氏が原鉦のために建立した金屋子神社で、歴史を示す石階段を残す。金屋子神社は、金屋子民俗資料館（安来市広瀬町）で展示されている。たたら製鉄と金屋子信仰との関わり理解するうえで重要な構成要素である。		
			守るべき事項	・石階段、祠等は現状を変更しないこと。修理する場合は同様な石材を使用する等、意匠を変えないこと。 ・境内の繁茂している竹林木は伐採に努め、往時の景観に復元できるよう努力すること。		

文化的景観の重要な構成要素の一覧表（A-1区域）						
No.	文化的景観の重要な構成要素と守るべき事項					
A-1 区域1	名称	小万歳川	所在地	奥出雲町竹崎	管理者	奥出雲町
			構成要素の概要	鉄穴流しの採掘切羽から羽内谷鉦山鉄穴流し本場へ導く走りとして使われた河川で、鉄穴流しの手法を理解するうえで重要な構成要素である。		
			守るべき事項	・改修するにあたっては、川の流水形状を変えないよう努めること。 ・災害復旧等による護岸改修は、景観に配慮した工法を用いること。		
A-1 区域2	名称	羽内谷鉦山鉄穴流し本場設備	所在地	奥出雲町竹崎	所有者	会社法人 (管理者 奥出雲町)
			構成要素の概要	町指定民俗有形文化財。ト蔵家が稼業した鉄穴場であったが、のちに鳥上木炭銑工場が引き継ぎ、昭和47年まで稼業した鉄穴流し本場設備で、完全な形で保存されている。鉄穴流しの技法を知るうえで欠くことのできない重要な構成要素である。		
			守るべき事項	・町文化財保護条例に基づき保存及び活用を図ること。 ・改修するにあたっては、整備委員会等の有識者に意見を求め、文化的景観が理解できるよう当時の仕様、意匠に近いものにすること。		

鳥上木炭銑工場及び日刀保たたら施設の配置状況



文化的景観の重要な構成要素の一覧表（A-3区域）

No.	文化的景観の重要な構成要素と守るべき事項					
A 3 区 域 1	名称	鳥上木炭銑鉄工場	所在地	奥出雲町大呂	所有者	会社法人
			構成要素の概要	国登録有形文化財。大正7年に稼業した角型炉は、国内で最後までとなる昭和40年まで操業が行われ、現在は休止という考である。ほぼ完全な状態で保存されているもので、製鉄の近代化遺産として重要な構成要素である。		
			守るべき事項	・角炉施設については登録有形文化財であり、登録基準で示す改修・修繕にあたること。 ・その他の建造物についても、石垣等も含め現在の意匠を継承し、景観に配慮すること。		
A 3 区 域 2	名称	日刀保たたら施設	所在地	奥出雲町大呂	所有者	公益財団法人
			構成要素の概要	昭和8年鳥上木炭銑工場内に日本鍛錬会によって、日本刀の技術の保存及び原材料を生産するため靖国鋼が建設され、「日刀保たたら」として昭和52年に復活し現在に至るもので、たたら製鉄を象徴する重要な景観建築物である。		
			守るべき事項	・改修にあたっては、現在の意匠を遵守し、景観に配慮すること。 ・登録有形文化財に準じた改修・修繕に務めること。		

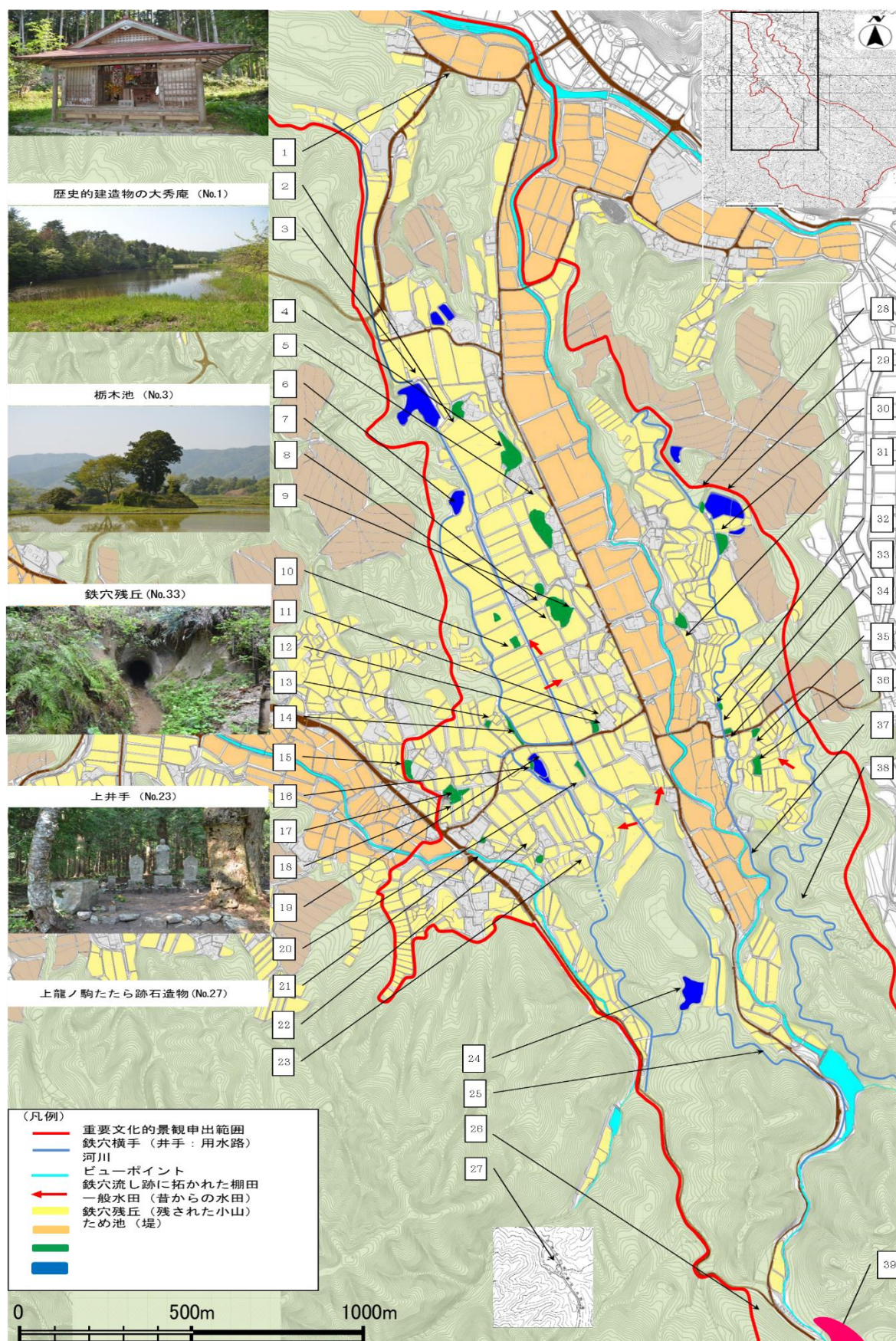
A－4 区域の文化的景観の俯瞰図



福頼・蔵屋区域の文化的景観の構成図



A-4 区域の文化的景観構造図



文化的景観の重要な構成要素の一覧表（A-4区域）					
No.	文化的景観の重要な構成要素と守るべき事項				
A-4区域1	名称	大秀庵	所在地	奥出雲町大呂	所有者 個人
		構成要素の概要	横田札33番札所の6番札所として知られる庵で、地域の信仰と歴史文化を知るうえで欠くことのできない重要な構成要素である。		
		守るべき事項	- 改修、修繕にあたっては、極力現在の意匠を継承すること。 - 境内周囲の樹木等も含め保存することとし、地面は舗装等しないこと。		
A-4区域2	名称	福頼鉄穴残丘（福頼-9）	所在地	奥出雲町大呂	所有者 個人
		構成要素の概要	荒神を祀っているために鉄穴流しで流さず残された比高5.1mを測る鉄穴残丘であり、鉄穴流しで拓かれた棚田の景観を特徴づける重要な構成要素である。		
		守るべき事項	鉄穴残丘の基本的形状は原則変えないものとし、荒神のご神木は枯死しないよう維持管理すること。		
A-4区域3	名称	栃木池（ため池）	所在地	奥出雲町大呂	所有者 個人
		構成要素の概要	鉄穴流しのために築堤されたのち、農業用水のた池に転用されたものと考えられるもので、鉄穴流しと水田経営のつながりを理解するうえで重要な構成要素である。		
		守るべき事項	- ため池(堤)の基本的形状を変えないこと。 - 営農を継続させる利水施設であるため、除草等の維持管理に努めること。 - 生物多様性の観点から、枯池にしないよう配慮し、日本固有種の保存に努めること。		
A-4区域4	名称	福頼鉄穴残丘（福頼-8）	所在地	奥出雲町大呂	所有者 個人
		構成要素の概要	墓地が所在したために鉄穴流しで流されず残された比高10.6mを測る鉄穴残丘であり、鉄穴流し跡に拓かれた棚田の文化的景観を特徴づける重要な構成要素である。		
		守るべき事項	鉄穴残丘の基本的形状は原則変えないものとするが、墓地については景観に配慮して経営するものとする。		
A-4区域5	名称	福頼鉄穴残丘（福頼-7）	所在地	奥出雲町大呂	所有者 個人
		構成要素の概要	墓地が所在したために鉄穴流しで流さず残されたもので、比高11.3mを測る鉄穴残丘であり、鉄穴流しで拓かれた棚田の文化的景観を特徴づける重要な構成要素である。		
		守るべき事項	- 墓地については景観に配慮して経営するものとし、鉄穴残丘の基本的形状は原則変えない。 - 樹木等については、鉄穴残丘の形状がわかるよう伐採、除草に努め、維持管理すること。		

文化的景観の重要な構成要素の一覧表（A-4区域）					
No.	文化的景観の重要な構成要素と守るべき事項				
A-4 区域 6	名称	大畑池（ため池）	所在地	奥出雲町大呂	所有者 個人
		構成要素の概要	鉄穴流しのために築堤されたのち、農業用水のため池に転用されたものと考えられる溜池で、鉄穴流しと水田経営のつながりを理解するうえで重要な構成要素である。		
		守るべき事項	・ため池(堤)の形状を変えないこと。 ・営農を継続させる利水施設であるため、除草等の維持管理に努めること。 ・生物多様性の観点から、枯池にしないよう配慮し、日本固有種の保存に努めること。		
A-4 区域 7	名称	福頼鉄穴残丘（福頼-6）	所在地	奥出雲町大呂	所有者 個人
		構成要素の概要	墓地在りしたために鉄穴流しで流さず残された比高8.3mを測る鉄穴残丘で、鉄穴流し跡に拓かれた棚田の文化的景観を特徴づける重要な構成要素である。		
		守るべき事項	・墓地については景観に配慮して経営するものとし、鉄穴残丘の基本的形状は原則変えない。 ・樹木等については、鉄穴残丘の形状がわかるよう伐採、除草に努め、維持管理すること。		
A-4 区域 8	名称	福頼鉄穴残丘（福頼-5）	所在地	奥出雲町大呂	所有者 個人
		構成要素の概要	大歳神社が所在したために鉄穴流しで流さず残された比高7.2mを測る鉄穴残丘であり、鉄穴流し跡に拓かれた棚田の文化的景観を特徴づける重要な構成要素である。		
		守るべき事項	・鉄穴残丘の基本的形状は原則変えない ・境内地に残る石造物の現状を変えないこと。 ・境内地であるので樹木等については、極力保存すること。伐採にあたっては景観に配慮すること。		
A-4 区域 9	名称	曇華庵（横田札所）	所在地	奥出雲町大呂	所有者 集落
		構成要素の概要	横田札33番札所の12番札所として知られる庵で、地域の信仰と歴史文化を知るうえで欠くことのできない重要な構成要素である。		
		守るべき事項	・改修、修繕にあたっては、極力現在の意匠を継承すること。 ・境内周囲の樹木等も含め保存することとし、地面は舗装等しないこと。		
A-4 区域 10	名称	福頼鉄穴残丘（福頼-3）	所在地	奥出雲町大呂	所有者 個人
		構成要素の概要	墓地在りしたために鉄穴流しで流さず残された比高4.4mを測る鉄穴残丘であり、鉄穴流し跡に拓かれた棚田の文化的景観を特徴づける重要な構成要素である。		
		守るべき事項	・墓地については景観に配慮して経営するものとし、鉄穴残丘の基本的形状は原則変えない。 ・樹木等については、鉄穴残丘の形状がわかるよう伐採、除草に努め、維持管理すること。		

文化的景観の重要な構成要素の一覧表（A-4区域）

No.	文化的景観の重要な構成要素と守るべき事項				
A-4区域11	名称	福頼鉄穴残丘(福頼-2)	所在地	奥出雲町大呂	所有者 個人
			構成要素の概要	墓地が所在したために鉄穴流しで流さず残された比高4.0mを測る鉄穴残丘であり、鉄穴流し跡に拓かれた棚田の文化的景観を特徴づける重要な構成要素である。	
			守るべき事項	・墓地については景観に配慮して経営するものとし、鉄穴残丘の基本的形状は原則変えない。 ・樹木等については、鉄穴残丘の形状がわかるよう伐採、除草に努め、維持管理すること。	
A-4区域12	名称	祠（石造物）	所在地	奥出雲町大呂	所有者 個人
			構成要素の概要	石造物が安置され、河原石に墨書されているものが残る歴史的信仰対象物で、鉄穴流しに従事する者がお参りをしていたとの伝えを残すもので、地域住民の信仰を理解する重要な構成要素である。	
			守るべき事項	・改修・修繕にあたっては、極力現在の意匠を継承すること。 ・周囲の除草に努めること。	
A-4区域13	名称	蔵屋鉄穴残丘（蔵屋-5）	所在地	奥出雲町中村	所有者 個人
			構成要素の概要	鉄穴流しで流さず残された比高0.8mを測る鉄穴残丘であり、鉄穴流し跡に拓かれた棚田の文化的景観を特徴づける重要な構成要素である。	
			守るべき事項	・鉄穴残丘の基本的形状は原則変えないものとする。 ・鉄穴残丘の形状がわかるよう伐採しつつ、維持管理する。	
A-4区域14	名称	蔵屋鉄穴残丘（蔵屋-6）	所在地	奥出雲町中村	所有者 個人
			構成要素の概要	旧村界のために鉄穴流しで流さず残された比高1.5mを測る鉄穴残丘であり、鉄穴流し跡に拓かれた棚田の文化的景観を特徴づける重要な構成要素である。	
			守るべき事項	・鉄穴残丘の基本的形状は原則変えないものとする。 ・樹木等については、鉄穴残丘の形状がわかるよう伐採、除草に努め、維持管理すること。	
A-4区域15	名称	蔵屋鉄穴残丘（蔵屋-4）	所在地	奥出雲町中村	所有者 個人
			構成要素の概要	墓地が所在したために鉄穴流しで流さず残された比高10.5mを測る鉄穴残丘であり、鉄穴流し跡に拓かれた棚田の文化的景観を特徴づける重要な構成要素である。	
			守るべき事項	・墓地については景観に配慮して経営するものとし、鉄穴残丘の基本的形状は原則変えない。 ・樹木等については、鉄穴残丘の形状がわかるよう伐採、除草に努め、維持管理すること。	

文化的景観の重要な構成要素の一覧表（A-4区域）					
No.	文化的景観の重要な構成要素と守るべき事項				
A-4区域16	名称	蔵屋鉄穴残丘（蔵屋7）	所在地	奥出雲町中村	所有者 個人
		構成要素の概要	ため池の土手を形成するために鉄穴流しで流さず残された1.7mを測る鉄穴残丘であり、鉄穴流しで拓かれた棚田の文化的景観を特徴づける重要な構成要素である。		
		守るべき事項	- 鉄穴残丘の基本的形状は原則変えないものとする。 - 樹木等については、鉄穴残丘の形状がわかるよう伐採、除草に努め、維持管理すること。		
福頼・蔵屋区域17	名称	蔵屋鉄穴残丘（蔵屋-3）	所在地	奥出雲町中村	所有者 宗教法人
		構成要素の概要	羽鳥神社が所在したために鉄穴流しで流さず残された比高6.1mを測る鉄穴残丘であり、鉄穴流し跡に拓かれた棚田の文化的景観を特徴づける重要な構成要素である。		
		守るべき事項	- 墓地については景観に配慮して経営するものとし、鉄穴残丘の基本的形状は原則変えない。 - 樹木等については、鉄穴残丘の形状がわかるよう伐採、除草に努め、維持管理すること。		
A-4区域18	名称	羽鳥神社	所在地	奥出雲町中村	所有者 宗教法人
		構成要素の概要	羽鳥の社号は、この地一帯の旧呼称であると岩屋寺の古文書に見え、蔵屋集落の氏神として大切に祀られてきたもので、地域住民の信仰と文化的景観を特徴づける重要な構成要素である。		
		守るべき事項	- 改修、修繕にあたっては、極力現在の意匠を継承すること。 - 境内周囲の樹木等も含め保存することとし、地面は舗装等しないこと。		
A-4区域19	名称	越峠池（ため池）	所在地	奥出雲町中村	所有者 奥出雲町
		構成要素の概要	鉄穴流しのために築堤されたのち、農業用水のため池に転用されたものと考えられる溜池で、鉄穴流しと水田経営のつながりを理解するうえで重要な構成要素である。		
		守るべき事項	- ため池（堤）の形状を変えないこと。 - 営農を継続させる利水施設であるため、除草等の維持管理に努めること。 - 生物多様性の観点から、枯池にしないよう配慮し、日本固有種の保存に努めること。		
A-4区域20	名称	福頼鉄穴残丘（福頼-1）	所在地	奥出雲町大呂	所有者 個人
		構成要素の概要	墓地が所在していたため鉄穴流しで流さず残された比高0.8mを測る鉄穴残丘であり、鉄穴流し跡に拓かれた棚田の文化的景観を特徴づける重要な構成要素である。		
		守るべき事項	- 鉄穴残丘の基本的形状は原則変えない。 - 樹木等については、鉄穴残丘の形状がわかるよう伐採、除草に努め、維持管理すること。		

文化的景観の重要な構成要素の一覧表（A-4区域）

No.	文化的景観の重要な構成要素と守るべき事項				
A-4区域2-1	名称	蔵屋鉄穴残丘(蔵屋-2)	所在地	奥出雲町中村	所有者 個人
		構成要素の概要 墓地が所在したために鉄穴流しで流さず残された比高 4.4 mを測る鉄穴残丘であり、鉄穴流し跡に拓かれた棚田の文化的景観を特徴づける重要な構成要素である。	守るべき事項	・墓地については景観に配慮して経営するものとし、鉄穴残丘の基本的形状は原則変えない。 ・樹木等については、鉄穴残丘の形状がわかるよう伐採、除草に努め、維持管理すること。	
A-4区域2-2	名称	蔵屋鉄穴残丘(蔵屋-1)	所在地	奥出雲町中村	所有者 個人
		構成要素の概要 墓地が所在したために鉄穴流しで流さず残された比高1.7 mを測る鉄穴残丘であり、鉄穴流し跡に拓かれた棚田の文化的景観を特徴づける重要な構成要素である。	守るべき事項	・墓地については景観に配慮して経営するものとし、鉄穴残丘の基本的形状は原則変えない。 ・祠の修繕が、現在の意匠を守ること。 ・樹木等については、鉄穴残丘の形状がわかるよう伐採、除草に努め、維持管理すること。	
A-4区域2-3	名称	上井手（水路）	所在地	奥出雲町中村	管理者 水利権者
		構成要素の概要 鉄穴水路（走り）を流すため山にトンネル（暗渠：鉄穴間部という）を掘ったものであり、今日において農業用水路として使用しているもので、鉄穴流しの土木技術と、農業用水路の転用を理解するうえで重要な構成要素である。	守るべき事項	・水路の基本的流水形状を変えないこと。 ・コンクリート側溝の敷設は可とするが、景観に配慮するものとし、管理道は自然道に努めること。	
A-4区域2-4	名称	砂ヶ浜池（ため池）	所在地	奥出雲町中村	所有者 個人
		構成要素の概要 丘陵上に築堤されたため池で、現在も上井手の貯水池として使用されているもので、鉄穴流しの土木技術と農業用への転用を理解するうえで重要な構成要素である。	守るべき事項	・ため池（堤）の形状を変えないこと。 ・営農を継続させる利水施設であるため、除草等の維持管理に努めること。 ・生物多様性の観点から、枯池にしないよう配慮し、日本固有種の保存に努めること。	
A-4区域2-5	名称	空田井手（水路）	所在地	奥出雲町大呂	管理者 水利権者
		構成要素の概要 福頼川に井関を設け、鉄穴流しを行うため丘陵部に導かれた鉄穴水路（走り）であり、鉄穴流しの土木技術と鉄穴流し跡に拓かれた棚田との構造を示す重要な構成要素である。	守るべき事項	・水路の基本的流水形状を変えないこと。 ・コンクリート側溝の敷設は可とするが、景観に配慮するものとし、管理道は自然道に努めること。	

文化的景観の重要な構成要素の一覧表（A-4区域）

No.	文化的景観の重要な構成要素と守るべき事項					
A14区域26	名称	福頼・蔵屋別れ道標	所在地	奥出雲町大呂	管理者	集落
			構成要素の概要	銘文に「是ヨリ右ハ大呂村金屋子左ハ横田町島根縣大社一畑」と刻み、広瀬の金屋子神社へ案内をしている。それほど、県境を越えて金屋子神社に詣でる者が多かったことを物語るもので、。		
			守るべき事項	・位置を移動しないこと。道路改良等により止むを得ず移動する場合においては、近隣に移設し道標の機能を保つこと。 ・周囲の除草に努めること。		
A14区域27	名称	上龍ノ駒たたら跡石造物	所在地	奥出雲町大呂	所有者	個人
			構成要素の概要	石碑は享保17年の年号を残し、山内が2か所あったことを示す「上下山内中」や村下の名前、そして施主ト蔵清兵衛と刻むもので、たたら山内の信仰と文化的景観を特徴づける重要な構成要素である。		
			守るべき事項	・石造物等の現状を維持すること。修理する場合は、同等の石材を使用すること。 ・周囲の樹木等適期伐採、除草し、景観に配慮すること。		
A14区域28	名称	福頼鉄穴残丘（福頼-10）	所在地	奥出雲町大呂	所有者	個人
			構成要素の概要	ため池の土手として鉄穴流しで流さず残された比高6.7mを測る鉄穴残丘であり、鉄穴流し跡に拓かれた棚田の景観を特徴づける重要な構成要素である。		
			守るべき事項	・墓地については景観に配慮して経営するものとし、鉄穴残丘の形状は原則変えない。 ・樹木等については、鉄穴残丘の形状がわかるよう伐採、除草に努め、維持管理すること。		
A14区域29	名称	妙厳寺池（堤）	所在地	奥出雲町大呂	所有者	宗教法人
			構成要素の概要	鉄穴流しのために築堤されたのち、農業用水の溜池に転用されたものと考えられるもので、鉄穴流しと水田経営のつながりを理解するうえで重要な構成要素である。		
			守るべき事項	・ため池（堤）の形状を変えないこと。 ・営農を継続させる利水施設であるため、除草等の維持管理に努めること。 ・生物多様性の観点から、枯池にしないよう配慮し、日本固有種の保存に努めること。		
A14区域30	名称	福頼鉄穴残丘（福頼-11）	所在地	奥出雲町大呂	所有者	個人
			構成要素の概要	墓地が所在したために残丘化したもので、比高14.0mを測る。鉄穴流しで残された特徴をよく示すものである。鉄穴流し跡に拓かれた棚田の文化的景観を特徴づける重要な構成要素である。		
			守るべき事項	・墓地については景観に配慮して経営するものとし、鉄穴残丘の基本的形状は原則変えない。 ・樹木等については、鉄穴残丘の形状がわかるよう伐採、除草に努め、維持管理すること。		

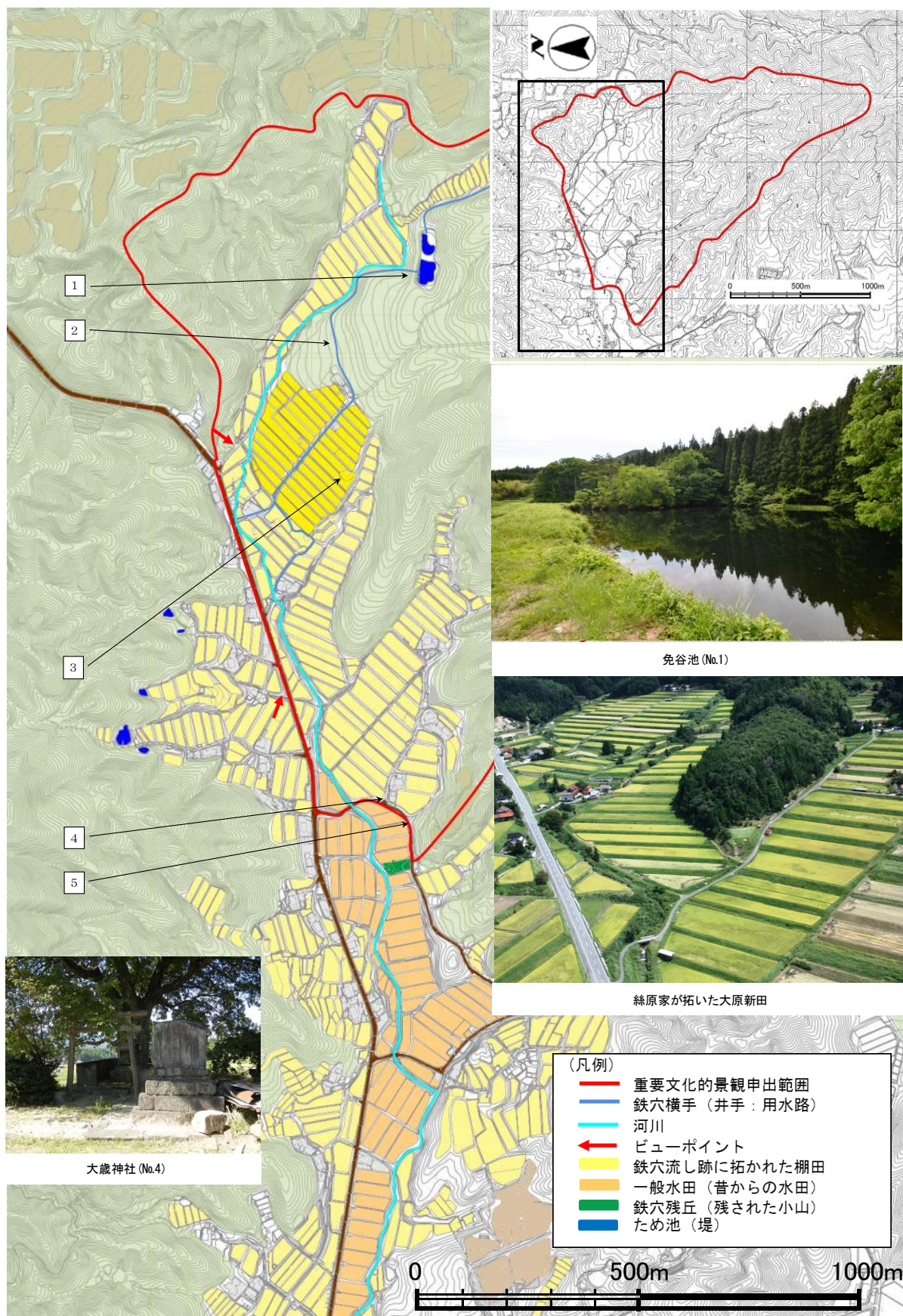
文化的景観の重要な構成要素の一覧表（A-4区域）					
No.	文化的景観の重要な構成要素と守るべき事項				
A-4区域31	名称	福頼鉄穴残丘（福頼-12）	所在地	奥出雲町大呂	所有者 個人
		構成要素の概要	頂部が平坦となっており、出城跡との伝え残り、五輪塔残欠が所在しているもので、比高6.4mを測る鉄穴残丘であり、鉄穴流し跡の文化的景観を特徴づける重要な構成要素である。		
		守るべき事項	・信仰及び眺望台としての活用は景観に配慮したものとし、鉄穴残丘の基本的形状は原則変えない。 ・樹木等については、鉄穴残丘の形状がわかるよう伐採、除草に努め、維持管理すること。		
A-4区域32	名称	釈迦堂	所在地	奥出雲町大呂	所有者 集落
		構成要素の概要	集落に所在したお寺を地元で大切に守ってきたもので、地域住民の信仰の理解と文化的景観を特徴づける重要な構成要素である。		
		守るべき事項	・改修・修繕にあたっては、極力現在の意匠を継承すること。 ・境内周囲の樹木等も含め保存することとし、地面は舗装等しないこと。		
A-4区域33	名称	福頼鉄穴残丘（福頼-13）	所在地	奥出雲町大呂	所有者 個人
		構成要素の概要	墓地が所在したために残丘化したもので、比高2.9mを測る。鉄穴流しで残された特徴をよく示すものである。鉄穴流しで拓かれた棚田の景観を特徴づける重要な構成要素である。		
		守るべき事項	・墓地については景観に配慮して経営するものとし、鉄穴残丘の基本的形状は原則変えない。 ・樹木等については、鉄穴残丘の形状がわかるよう伐採、除草に努め、維持管理すること。		
A-4区域34	名称	福頼鉄穴残丘（福頼-14）	所在地	奥出雲町大呂	所有者 個人
		構成要素の概要	墓地が所在したために残丘化したもので、比高3.5mを測る。鉄穴流しで残された特徴をよく示すものである。鉄穴流しで拓かれた棚田の景観を特徴づける重要な構成要素である。		
		守るべき事項	・墓地については景観に配慮して経営するものとし、鉄穴残丘の基本的形状は原則変えない。 ・樹木等については、鉄穴残丘の形状がわかるよう伐採、除草に努め、維持管理すること。		
A-4区域35	名称	福頼鉄穴残丘（福頼-15）	所在地	奥出雲町大呂	所有者 個人
		構成要素の概要	比高1.3mを測る。鉄穴流しで残された特徴をよく示すものである。鉄穴流しで拓かれた棚田の景観を特徴づける重要な構成要素である。		
		守るべき事項	・鉄穴残丘の形状を変えないこと。 ・樹木等については、鉄穴残丘の形状がわかるよう伐採、除草に努め、維持管理すること。		

文化的景観の重要な構成要素の一覧表（A-4区域）					
No.	文化的景観の重要な構成要素と守るべき事項				
A-4区域36	名称	福頼鉄穴残丘(福頼-16)	所在地	奥出雲町大呂	所有者 個人
			構成要素の概要	比高6.3mを測る。鉄穴流しで残された特徴をよく示すものである。鉄穴流しで拓かれた棚田の景観を特徴づける重要な構成要素である。	
			守るべき事項	・鉄穴残丘の基本的形状を変えないこと。 ・樹木等については、鉄穴残丘の形状がわかるよう伐採、除草に努め、維持管理すること。	
A-4区域37	名称	日向井手（水路）	所在地	奥出雲町大呂	管理者 水利権者
			構成要素の概要	往時の鉄穴横手の走りをそのまま用水路として使用しているもので、鉄穴流しの土木技術と鉄穴流し跡に拓かれた棚田との景観構造を示す重要な構成要素である。	
			守るべき事項	・水路の基本的流水形状を変えないこと。 ・コンクリート側溝の敷設は可とするが、景観に配慮するものとし、管理道は自然道に努めること。	
A-4区域38	名称	山ノ神井手（水路）	所在地	奥出雲町大呂	管理者 水利権者
			構成要素の概要	細流れの谷水を山林内を這うように導いた鉄穴横手で、鉄穴流しの土木技術と鉄穴流し跡に拓かれた棚田との景観構造を示す重要な構成要素である。	
			守るべき事項	・水路の基本的流水形状を変えないこと。 ・コンクリート側溝の敷設は可とするが、景観に配慮するものとし、管理道は自然道に努めること。	
A-4区域39	名称	下龍ノ駒たたら跡	所在地	奥出雲町大呂	所有者 個人
			構成要素の概要	本町で最も完全な形で遺構が保存されている鉦山内跡であり、絲原家が明治37年から42年まで操業した記録を残すもので、たたら製鉄の山内構造を理解するうえで重要な構成要素である。	
			守るべき事項	・文化財保護法で規定する周知の遺跡であるので、現状を変えないこと。 ・史跡整備については、整備活用委員会等の有識者の意見を求め、景観に配慮した整備活用を図るものとする。	

B-1 区域の文化的景観の俯瞰図



B-2 区域の文化的景観構造図



文化的景観の重要な構成要素の一覧表（B-1 区域）

No.	文化的景観の重要な構成要素と守るべき事項				
B-1 区域 1	名称	免谷池(ため池)	所在地	奥出雲町大馬木	所有者 個人
		構成要素の概要	大原新田開発に伴い築堤されたため池で、現在も貯水池として使用されているものであり、鉄穴流しの手法と、水田開発を示す重要な構成要素である。		
		守るべき事項	・ため池(堤)の形状を変えないこと。 ・営農を継続させる利水施設であるため、除草等の維持管理に努めること。 ・生物多様性の観点から、枯池にしないよう配慮し、日本固有種の保存に努めること。		
B-1 区域 2	名称	金川井手(水路)	所在地	奥出雲町大馬木	管理者 水利権者
		構成要素の概要	大原新田を開発するために導かれた水路で、谷を越え、遠く金川集落からひかれたもので、鉄穴流しの土木技術と大原新田の開発を示す重要な構成要素である。		
		守るべき事項	・水路の基本的流水形状を変えないこと。 ・コンクリート側溝の敷設は可とするが、景観に配慮するものとし、管理道は自然道に努めること。		
B-1 区域 3	名称	大原鉦跡	所在地	奥出雲町大馬木	所有者 個人
		構成要素の概要	糸原家が安永2年(1774)から寛政2年(1790)まで操業した大原鉦の遺構である。 鉄師糸原家のたたら経営の歴史を物語る重要な構成要素である。		
		守るべき事項	・周知の遺跡であるので、保存管理にあたっては文化財保護法を遵守すること。 ・除草に努めること。		
B-1 区域 4	名称	大歳神社(旧糸原邸跡)	所在地	奥出雲町大馬木	所有者 個人
		構成要素の概要	石碑には、12代糸原武太郎が建立のいわれを刻み、鉄師糸原家と集落とのつながり及び地域の信仰を理解するうえで重要な構成要素である。 また、エノキの大樹が景観を特徴づけている。		
		守るべき事項	・改修・修繕にあたっては、極力現在の意匠を継承すること。 ・境内周囲の樹木等も含め保存することとし、地面は舗装等しないこと。		
B-1 区域 5	名称	湯ノ廻キャラボク	所在地	奥出雲町大馬木	所有者 個人
		構成要素の概要	旧糸原家の庭園木として植えられたもので、県下随一の巨木であることから、島根県指定天然記念物に指定されており、鉄師糸原家の歴史を示す重要な景観樹木である。		
		守るべき事項	・保存管理にあたっては、島根県文化財保護条例を遵守すること。 ・枯死しない様、維持管理につとめること。 ・除草に努めること。		

文化的景観の重要な構成要素の一覧表（B－2区域）						
No.	文化的景観の重要な構成要素と守るべき事項					
B－2区域1	名称	絲原家住宅主屋ほか	所在地	奥出雲町大谷	所有者	個人
			構成要素の概要	大正13年(1924)に建築された近代和風建築は、鉄師頭取の屋敷構えを今に伝え、主屋ほか8棟が国登録有形文化財に登録されている。鉄穴鉦山内と鉄師の佇まいを示す重要な構成要素である。		
			守るべき事項	- 登録有形文化財であり、登録基準で示す改修・修繕にあたること。 - 庭園をはじめ敷地については、文化財保護法を遵守し、文化的景観が理解できるよう維持管理していくものとする。		
B－2区域2	名称	公益財団法人絲原記念館	所在地	奥出雲町大谷	所有者	公益財団法人
			構成要素の概要	鉄師頭取を務めた絲原家の歴史を紹介する記念館。たたら製鉄資料をはじめ、美術工芸品・民俗資料などが観覧でき、たたら製鉄の歴史文化を理解するうえで重要な構成要素である。		
			守るべき事項	- 登録博物館として文化的景観を理解するうえで必要な機能を保持することとする。 - 改修にあたっては、登録有形文化財に準拠して、現在の意匠を継承すること。		
B－2区域3	名称	絲原氏庭園	所在地	奥出雲町大谷	所有者	個人
			構成要素の概要	登録名勝絲原氏庭園は、短冊石を配する出雲流庭園として、鉄師頭取の佇まいを今に伝える名庭であり、鉄穴鉦山内の文化的景観を形成する重要な構成要素である。		
			守るべき事項	- 登録基準で示す改修・修繕にあたり、現在の意匠を変えないこと。 - 荒廃しないよう除草に努め、背景となる樹木も極力保存し、伐採にあたっては景観に配慮すること。		
B－2区域4	名称	隠地たたら跡	所在地	奥出雲町大谷	所有者	個人
			構成要素の概要	島根県指定史跡。本地域でたたら製鉄が盛んに操業されたことを明らかにする17世紀ごろの遺構であり、たたら製鉄の変遷を理解するうえで重要な構成要素である。		
			守るべき事項	- 敷地内の除草に努めること。 - 史跡の整備活用については、島根県文化財保護条例に基づき、整備委員会等の有識者に意見を求め、文化的景観が理解できるよう整備活用を図るものとする。		

絲原家周辺の重要な構成要素（建造物）調査

絲原家住宅・絲原記念館建物一覧

- 1 名 称：絲原家住宅・絲原記念館
- 2 所 在：奥出雲町八川 856 番地ほか
- 3 所有者：（土地）個人、公益財団法人
（建物）個人、公益財団法人

4 建造物の概要

絲原家は、松江藩にあって田部家、櫻井家と並び鉄師頭取を務め、たたら経営を営んできた奥出雲御三家と呼ばれる家柄である。

天明 8 年（1788）に現在地に屋敷を構え製鉄業を営み、屋敷の一角にはたたら製鉄の操業場である「高殿」もあった。

絲原家の 13 代武太郎が本格的な書院建築を志し、大正 13 年（1924）に新宅が完成した主屋をはじめ、同敷地内に所在する製鉄の守護神である「金屋子神社」や土蔵が並ぶ景観は、鉄師頭取の佇まいを今日に伝えている。

また、絲原記念館では、たたら製鉄の原料・用具・生産品などの資料や製鉄関係文書を所蔵するほか松江藩侯よりの拝領品を含め、書画、絵画など同家に伝わる美術工芸品など多岐にわたって展示されている。

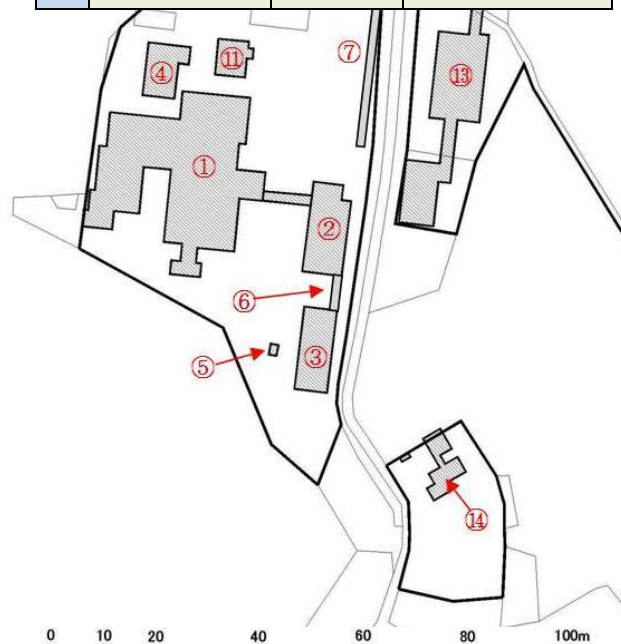


絲原家住宅主屋（登録有形文化財）



清冽なササギの中にある絲原記念館

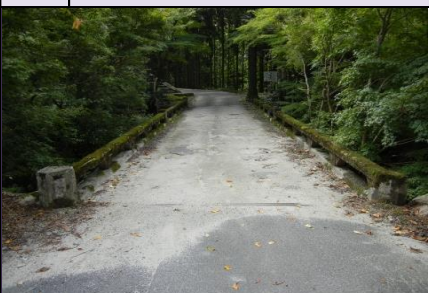
No.	名 称	年 代	備 考
1	主屋	大正 13 年	登録有形文化財
2	前座敷	明治後期	登録有形文化財
3	南蔵	明治 9 年	登録有形文化財
4	米蔵	江戸末	登録有形文化財
5	待合	昭和初期	登録有形文化財
6	御成門	江戸末	登録有形文化財
7	堀	明治後期	登録有形文化財
8	門柱（黒門）	明治後期	登録有形文化財
9	金屋子神社	明治 29 年	登録有形文化財
10	遥拝所	不詳	
11	釜屋	昭和初期	
12	展示室	平成 3 年	
13	絲原記念館	昭和 55 年	
14	庭玉軒	昭和初期	



C-1 区域の文化的景観構造図



文化的景観の重要な構成要素の一覧表（C-1区域）					
No.	文化的景観の重要な構成要素と守るべき事項				
C-1区域1	名称	たたら角炉伝承館	所在地	奥出雲町上阿井	所有者 奥出雲町
		構成要素の概要 守るべき事項	櫻井家が昭和10年から終戦まで操業した角型熔鉱炉を復元改修したもので、近代化遺産としての歴史を知る展示館となっており、たたら製鉄の近代化を理解するうえで重要な構成要素である。 ・町有施設として文化的景観を理解するうえで必要な機能を維持することとする。 ・登録有形文化財であり登録基準で示す、改修、修繕にあたること。		
C-1区域2	名称	元榎原鉦角炉事務所	所在地	奥出雲町上阿井	所有者 奥出雲町
		構成要素の概要 守るべき事項	櫻井家が操業した榎原たたら角炉の元小屋(事務所)で、往時の名残りをよく示すもので、たたら製鉄の経営を理解するうえで重要な歴史的建造物である。 ・改修、修繕するにあたっては、登録有形文化財に準拠して、現在の意匠を継承すること。		
C-1区域3	名称	榎原鉦角炉金屋子神社	所在地	奥出雲町上阿井	所有者 個人
		構成要素の概要 守るべき事項	榎原鉦角炉の金屋子神社で、本鉦の守護神として祭られたもので、たたら製鉄と金屋子信仰を理解するうえで重要な信仰対象物である。 ・場所を移動しないこと。 ・金屋子神社を修繕、修繕するにあたっては、現在の意匠を継承すること。 ・石階段、石造物を修理する場合は同様な素材を使用し、意匠を変えないこと。		
C-1区域4	名称	可部屋大橋	所在地	奥出雲町上阿井	所有者 奥出雲町
		構成要素の概要 守るべき事項	鉄師櫻井家の入口に架かるにふさわしい鉦をイメージした橋で、櫻井家の屋号「可部屋」を冠した名称がつけられた架橋であり、景観を特徴づける重要な構成要素である。 ・改修または修繕するにあたっては、山村景観にふさわしいものとし、現在の仕様・意匠に近いものにすること。		
C-1区域5	名称	道標	所在地	奥出雲町上阿井	所有者 奥出雲町
		構成要素の概要 守るべき事項	重要文化財櫻井家住宅(内谷鍛冶屋山内)近くの阿井往還に設けられた道標であり、往時の人々の往来を示す重要な構成要素である。 ・位置を移動しないこと。道路改良等により止むを得ず移動する場合には、近隣に移設し道標の機能を保つこと。 ・周囲の除草に努めること。		

文化的景観の重要な構成要素の一覧表（C-1区域）						
No.	文化的景観の重要な構成要素と守るべき事項					
C-1区域6	名称	番所橋	所在地	奥出雲町上阿井	所有者	奥出雲町
			構成要素の概要	近くに番所が置かれていたことから名づけられた橋梁で、鉄師と松江藩とのつながりと歴史的風致を示す重要な構成要素である。		
			守るべき事項	・改修または修繕するにあたっては、山村景観にふさわしいものとし、現在の仕様・意匠に近いものにする。		
C-1区域7	名称	内谷川	所在地	奥出雲町上阿井	管理者	奥出雲町
			構成要素の概要	国重要文化財櫻井家住宅の眼前を流れる河川で、秋の京もみじの紅葉など、内容の景観を特徴づける重要な溪谷である。		
			守るべき事項	・河川内にあるモミジやカシの木など景観を構成している樹木については維持管理に努める。 ・護岸については極力現状の形状を維持し、改修にあつては文化的景観に配慮した工法にすること。		
C-1区域8	名称	公益財団法人可部屋集成館	所在地	奥出雲町上阿井	所有者	公益財団法人
			構成要素の概要	数度の松江藩主の来籠があった櫻井家の調度品やたたら関連資料を展示し、隆盛を誇った鉄師頭取の歴史文化を知ることができる重要な構成要素である。		
			守るべき事項	・登録博物館として文化的景観を理解するうえで必要な機能を保持することとする。 ・改修にあたっては、登録有形文化財に準拠して、現在の意匠を継承すること。		
C-1区域9	名称	観音堂	所在地	奥出雲町上阿井	所有者	個人
			構成要素の概要	内谷川溪谷沿い佇むもので、櫻井家が寄進建立した観音堂であり、地域の歴史及び信仰を示す重要な歴史的建造物である。		
			守るべき事項	・改修、修繕にあたっては、現在の意匠を継承すること。 ・境内周囲の樹木等も含め保存することとし、地面は舗装等しないこと。		
C-1区域10	名称	鎮守橋	所在地	奥出雲町上阿井	所有者	奥出雲町
			構成要素の概要	櫻井家が文久年間に寄進建立した鎮守社（島根県指定文化財）に渡る架橋で、苔に覆われた欄干等が歴史を物語り、内谷川の溪谷と相まって景観を形成する重要な構成要素である。		
			守るべき事項	・改修または修繕するにあたっては、山村景観にふさわしいものとし、極力現状の仕様・意匠に近いものにする。		

文化的景観の重要な構成要素の一覧表（C-1区域）					
No.	文化的景観の重要な構成要素と守るべき事項				
C-1区域11	名称	櫻井家住宅	所在地	奥出雲町上阿井	所有者 個人
		構成要素の概要 広大な敷地に主屋をはじめ付属屋、土蔵が立ち並ぶ鉄師頭取の屋敷構えは威風をはなち、国重要文化財及び県指定文化財になっており、鉄師の付まいを示す重要な構成要素である。 守るべき事項 ・建物の現状変更にあたっては、文化財保護法及び島根県文化財保護条例に基づき、保存修理を行うこと。 ・敷地（金屋子神社の参拝路を含む）については、文化財保護法及び島根県文化財保護条例に基づいて、文化的景観が理解できるよう維持管理していくものとする。			
C-1区域12	名称	櫻井氏庭園	所在地	奥出雲町上阿井	所有者 個人
		構成要素の概要 国の名勝に指定されている櫻井氏庭園は、松江藩主松平治郷（不昧）が来駕の際に作庭されたもので、不昧公により瀑布を「岩浪」と名付けられた名庭で、藩主と鉄師とのつながりを理解するうえで重要な構成要素である。 守るべき事項 ・現在の意匠を変えないこと。 ・文化財保護法及び島根県文化財保護条例に基づいて、文化的景観が理解できるよう維持管理していくものとする。			
C-1区域13	名称	鎮守社	所在地	奥出雲町上阿井	所有者 個人
		構成要素の概要 もと猿政山にあったものを櫻井家が文久年間に移転して建立した鎮守社で、島根県指定文化財に指定されているもので、地域の歴史及び信仰を示す重要な歴史的建造物である。 守るべき事項 ・改修、修繕にあたっては、現在の意匠を継承すること。 ・境内周囲の樹木等も含め保存することとし、地面は舗装等しないこと。			
C-1区域14	名称	櫻井家墓地	所在地	奥出雲町上阿井	所有者 個人
		構成要素の概要 櫻井家代々の石塔は、隆盛栄華を誇った往時を偲ばせるもので、非常に豪華なつくりとなっている。鉄師頭取櫻井家の歴史を理解するうえで重要な構成要素である。 守るべき事項 ・墓石等の現状を維持し、修理する場合は同等の石材を使用すること。 ・境内周囲の樹木等は景観に配慮し伐採することとし、地面は舗装等しないこと。			

櫻井家周辺の重要な構成要素（建造物）調査

- 1 名 称：櫻井家住宅
可部屋集成館ほか
- 2 所 在：奥出雲町上阿井 1655 番地ほか
- 3 所有者：（土地）個人・公益財団法人
（建物）個人・公益財団法人
- 4 建造物の概要

近世初頭、正保元年（1644）に櫻井家は奥出雲に良質の砂鉄が産する良地を見つけ、広島県の可部より移り住み、前地の可部を屋号に決め、「可部屋」と名乗り、本格的にたたら業を始めた。

その後、享保 11 年（1726）に松江藩は有力な鉄師（たたら経営者）9 名のみに鉦株（経営権）を与える「出雲国鉄方御法式」という新しい制度にした。これにより、櫻井家は急成長し鉄師頭取を務めるなど、田部家、絲原家と並んで、“奥出雲ご三家”と呼ばれる格式を持つに至った。

“菊一印”は櫻井の鉄を指し、この良鉄の名声は遠く近江国国友村（滋賀県長浜市）の国友鉄砲鍛冶にも使われるなど、鉄の優秀性が知られていた。

櫻井家住宅は主屋の普請の準備が享保 14 年（1729）に始められ、10 年余りの歳月をかけて材木等を集め、主屋に先立ち古蔵（享保 20 年：1735）が建築され、次いで主屋が元文 2 年（1737）から 2 年間をかけて建築している。その後、土蔵ほかを建て増している。

広大な敷地に主屋をはじめ付属屋、土蔵が建ち並ぶ鉄師頭取の屋敷構えは威風をはなち、眼前を流れる内谷川と豊かな自然が調和した景観は訪れる者の心を和ませ癒してくれるものである。

また、隣接してある可部屋集成館では、松平治郷（不昧公）をはじめ、歴代藩主の来駕に備えて揃えられた御成調度が残され、優れた美術工芸品や絵画が展示しており、たたら製鉄で隆盛誇った歴史文化を見ることができる。



櫻井家住宅全景

櫻井家住宅周辺建物一覧表

No.	名 称	年 代	備 考
1	主屋	1738	国重要文化財
2	後座敷	江戸末	国重要文化財
3	釜屋	江戸末	国重要文化財
4	便所	不詳	国重要文化財
5	御成門	江戸時代	国重要文化財
6	茶亭(菊掃亭)	1878	県有形文化財
7	土蔵(東土蔵)	1741	国重要文化財
8	金屋子神社	江戸時代	国重要文化財
9	土蔵	明治年間	県有形文化財
10	土蔵	明治年間	県有形文化財
11	土蔵(文久土蔵)	文久年間	国重要文化財
12	土蔵	明治年間	県有形文化財
13	物置	明治?	県有形文化財
14	物置	明治?	県有形文化財
15	土蔵(西新土蔵)	1856	国重要文化財
16	物置(厩)	江戸末?	国重要文化財
17	便所	不詳	県指定文化財
18	水車小屋	不詳	県指定文化財
19	土蔵(古蔵)	1735	国重要文化財
20	土蔵(南ノ新土蔵)	1829	国重要文化財
21	離れ座敷(一丈庵)	1855	県有形文化財
22	前座敷	1940	県有形文化財
23	可部屋集成館	1983	
24	観音堂	江戸時代	
25	鎮守社	江戸時代	県指定文化財



重要文化財櫻井家住宅周辺建物配置図



不昧公に「岩浪」と名付けられた名庭

〔参 考 資 料〕

文化財保護法（抄）

（昭和二十五年法律第二百十四号）

最終改正：令和三年四月二三日法律第二二号

第一章 総則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

（文化財の定義）

第二条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）
 - 二 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）
 - 三 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）
 - 四 貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）
 - 五 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの（以下「文化的景観」という。）
 - 六 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの（以下「伝統的建造物群」という。）
- 2 この法律の規定（第二十七条から第二十九条まで、第三十七条、第五十五条第一項第四号、第五十三条第一項第一号、第六十五条、第七十一条及び附則第三条の規定を除く。）中「重要文化財」には、国宝を含むものとする。
- 3 この法律の規定（第九条、第十条、第十二条、第二十二條、第三十一条第一項第四号、第五十三条第一項第十号及び第十一号、第六十五条並びに第七十一条の規定を除く。）中「史跡名勝天然記念物」には、特別史跡名勝天然記念物を含むものとする。

（政府及び地方公共団体の任務）

第三条 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

(国民、所有者等の心構)

第四条 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用に努めなければならない。

3 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当って関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

第八章 重要文化的景観

(重要文化的景観の選定)

第百三十四条 文部科学大臣は、都道府県又は市町村の申出に基づき、当該都道府県又は市町村が定める景観法（平成十六年法律第百十号）第八条第二項第一号に規定する景観計画区域又は同法第六十一条第一項に規定する景観地区内にある文化的景観であつて、文部科学省令で定める基準に照らして当該都道府県又は市町村がその保存のため必要な措置を講じているもののうち特に重要なものを重要文化的景観として選定することができる。

2 前項の規定による選定には、第百九条第三項から第五項までの規定を準用する。この場合において、同条第三項中「権原に基づく占有者」とあるのは、「権原に基づく占有者並びに第百三十四条第一項に規定する申出を行つた都道府県又は市町村」と読み替えるものとする。

(重要文化的景観の選定の解除)

第百三十五条 重要文化的景観がその価値を失つた場合その他特殊の事由があるときは、文部科学大臣は、その選定を解除することができる。

2 前項の場合には、前条第二項の規定を準用する。

(滅失又はき損)

第百三十六条 重要文化的景観の全部又は一部が滅失し、又はき損したときは、所有者又は権原に基づく占有者（以下この章において「所有者等」という。）は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、その事実を知つた日から十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。ただし、重要文化的景観の保存に著しい支障を及ぼすおそれがない場合として文部科学省令で定める場合は、この限りでない。

(管理に関する勧告又は命令)

第百三十七条 管理が適当でないため重要文化的景観が滅失し、又はき損するおそれがあると認めるときは、文化庁長官は、所有者等に対し、管理方法の改善その他管理に関し必要な措置を勧告することができる。

2 文化庁長官は、前項に規定する勧告を受けた所有者等が、正当な理由がなくその勧告に係る措置を執らなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、当該所有者等に対し、その勧告に係る措置を執るべきことを命ずることができる。

3 文化庁長官は、第一項の規定による勧告又は前項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、当該重要文化的景観について第百三十四条第一項に規定する申出を行つた都道府県又は市町村の意見を聴くものとする。

4 第一項及び第二項の場合には、第三十六条第二項及び第三項の規定を準用する。

(費用負担に係る重要文化的景観譲渡の場合の納付金)

第百三十八条 国が滅失又はき損の防止の措置につき前条第四項で準用する第三十六条第二項の規定により費用を負担した重要文化的景観については、第四十二条の規定を準用する。

(現状変更等の届出等)

第百三十九条 重要文化的景観に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、現状を変更し、又は保存に影響を及ぼす行為をしようとする日の三十日前までに、文部科学省令で定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、現状変更については維持の措置若しくは非常災害のために必要な応急措置又は他の法令の規定による現状変更を内容とする命令に基づく措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

3 重要文化的景観の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、第一項の届出に係る重要文化的景観の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指導、助言又は勧告をすることができる。

(現状等の報告)

第百四十条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、所有者等に対し、重要文化的景観の現状又は管理若しくは復旧の状況につき報告を求めることができる。

(他の公益との調整等)

第百四十一条 文部科学大臣は、第百三十四条第一項の規定による選定を行うに当たっては、特に、関係者の所有権、鉱業権その他の財産権を尊重するとともに、国土の開発その他の公益との調整及び農林水産業その他の地域における産業との調和に留意しなければならない。

2 文化庁長官は、第百三十七条第一項の規定による勧告若しくは同条第二項の規定による命令又は第百三十九条第三項の規定による勧告をしようとするときは、重要文化的景観の特性にかんがみ、国土の開発その他の公益との調整及び農林水産業その他の地域における産業との調和を図る観点から、政令で定めるところにより、あらかじめ、関係各省各庁の長と協議しなければならない。

3 国は、重要文化的景観の保存のため特に必要と認められる物件の管理、修理、修景又は復旧について都道府県又は市町村が行う措置について、その経費の一部を補助することができる。

重要文化的景観に係る選定及び届出等に関する規則

(平成 17 年 3 月 28 日文部科学省令第 10 号、平成 17 年 4 月 1 日から施行)

(平成 20 年 7 月 31 日文部科学省令第 24 号による改正、公布の日から施行)

(平成 23 年 6 月 29 日文部科学省令第 24 号による改正、公布の日から施行)

(平成 31 年 3 月 29 日文部科学省令第 7 号による改正、平成 31 年 4 月 1 日施行)

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第三百三十四条第一項、第三百三十六條（同法第六百六十七條第二項において準用する場合を含む。）並びに第三百三十九條第一項（同法第六百六十七條第二項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、重要文化的景観に係る選定及び届出等に関する規則を次のように定める。

（法第三百三十四条第一項の文部科学省令で定める基準）

第一条 文化財保護法（以下「法」という。）第三百三十四条第一項の文部科学省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 選定の申出に係る文化的景観（以下「文化的景観」という。）の保存及び活用に関する計画（以下「文化的景観保存活用計画」という。）を定めていること。
- 二 景観法その他の法律に基づく条例で、文化的景観の保存のため必要な規制を定めていること。
- 三 文化的景観の所有者又は権原に基づく占有者（管理者がいる場合には、当該管理者を含む。以下「所有者等」という。）の氏名又は名称及び住所を把握していること。
- 2 文化的景観保存活用計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。
 - 一 文化的景観の位置及び範囲
 - 二 文化的景観の保存及び活用に関する基本方針
 - 三 文化的景観の保存に配慮した土地利用に関する事項
 - 四 文化的景観の整備に関する事項
 - 五 文化的景観を保存及び活用するために必要な体制に関する事項
 - 六 文化的景観における重要な構成要素
 - 七 前各号に掲げるもののほか、文化的景観の保存及び活用に関し特に必要と認められる事項

（選定の申出）

第二条 法第三百三十四条第一項の規定による重要文化的景観の選定の申出をしようとする都道府県又は市（特別区を含む。以下同じ。）町村は、選定の申出に関し、あらかじめ当該文化的景観における重要な構成要素である不動産の所有者等の同意を得て、次に掲げる事項を記載した選定申出書を文部科学大臣に提出するものとする。

- 一 文化的景観の名称
- 二 文化的景観の種類
- 三 文化的景観の所在地及び面積
- 四 文化的景観の保存状況
- 五 文化的景観の特性
- 六 文化的景観保存活用計画
- 七 その他参考となるべき事項

2 前項の選定申出書には、次に掲げる書類、図面及び写真を添えるものとする。

- 一 文化的景観の位置及び範囲を示す図面
- 二 文化的景観の概況を示す写真
- 三 文化的景観に係る規制に関する書類
- 四 所有者等の同意を得たことを証する書類
- 五 その他参考となるべき資料

(滅失又はき損の届出書の記載事項等)

第三条 法第三百三十六条の規定による重要文化的景観の全部又は一部が滅失し、又はき損したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 重要文化的景観の名称
 - 二 選定年月日
 - 三 重要文化的景観の所在地
 - 四 選定の申出を行った都道府県又は市町村
 - 五 所有者等の氏名又は名称及び住所
 - 六 滅失又はき損の事実の生じた日時
 - 七 滅失又はき損の事実の生じた当時における管理の状況
 - 八 滅失又はき損の原因並びにき損の場合は、その箇所及び程度
 - 九 き損の場合は、き損の結果当該重要文化的景観がその保存上受ける影響
 - 十 滅失又はき損の事実を知った日
 - 十一 滅失又はき損の事実を知った後に執られた措置その他参考となるべき事項
- 2 前項の書面には、滅失又はき損の状態を示すキャビネ型写真及び図面を添えるものとする。

(滅失又はき損の届出を要しない場合)

第四条 法第三百三十六条ただし書に規定する文部科学省令で定める場合は、重要文化的景観の滅失又はき損が次に掲げる行為による場合とする。

- 一 都市計画事業の施行として行う行為、国、都道府県、市町村若しくは当該都市計画施設を管理することとなる者が当該都市施設若しくは市街地開発事業に関する都市計画に適合して行う行為、国土保全施設、水資源開発施設、道路交通、船舶交通若しくは航空機の航行の安全のため必要な施設、気象、海象、地象、洪水等の観測若しくは通報の用に供する施設、自然公園の保護若しくは利用のための施設若しくは都市公園若しくはその施設の設置若しくは管理に係る行為、土地改良事業若しくは地方公共団体若しくは農業等を営む者が組織する団体が行う農業構造、林業構造若しくは漁業構造の改善に関する事業の施行に係る行為、重要文化財等文部科学大臣の指定若しくは選定に係る文化財の保存に係る行為又は鉱物の掘採に係る行為
- 二 道路、鉄道若しくは軌道、国若しくは地方公共団体が行う通信業務、認定電気通信事業（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二百一条第一項に規定する認定電気通信事業をいう。）、基幹放送（放送法（昭和二十五年法律第三十二号）第二条第二号に規定する基幹放送をいう。）若しくは有線テレビジョン放送（有線電気通信設備を用いて行われる同条第十八号に規定するテレビジョン放送をいう。）の用に供する線路若しくは空中線系（その支持物を含む。）、水道若しくは下水道又は電気工作物若しくはガス工作物の設置又は管理に係る行為（自動車専用道路以外の道路、駅、操車場、車庫及び発電の用に供する電気工作物の新設に係るものを除く。）

三 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和四十一年法律第一号）第四条に規定する歴史的風土保存区域内においてその歴史的風土の保存に関連して必要とされる施設の設置又は管理に係る行為

四 都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第五条に規定する緑地保全地域、同法第十二条第一項に規定する特別緑地保全地区又は同法第五十五条第一項に規定する市民緑地（緑地保全地域又は特別緑地保全地区内にあるものを除く。）内において緑地の保全に関連して必要とされる施設の設置又は管理に係る行為

（現状変更等の届出）

第五条 法百三十九条第一項の規定による重要文化的景観の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）の届出は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。

- 一 重要文化的景観の名称
- 二 選定年月日
- 三 重要文化的景観の所在地
- 四 選定の申出を行った都道府県又は市町村
- 五 所有者等の氏名又は名称及び住所
- 六 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 七 現状変更等を必要とする理由
- 八 現状変更等の内容及び実施の方法
- 九 現状変更等により生ずる物件の滅失若しくはき損又は景観の変化その他現状変更等が重要文化的景観に及ぼす影響に関する事項
- 十 現状変更等の着手及び終了の予定時期
- 十一 現状変更等に係る地域の地番
- 十二 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 十三 その他参考となるべき事項

2 前項の書面には、次に掲げる書類、図面及び写真を添えるものとする。

- 一 現状変更等の設計仕様書及び設計図
 - 二 現状変更等に係る地域及びこれに関連する地域の地番及び知貌を表示した実測図
 - 三 現状変更等に係る地域のキャビネ型写真
 - 四 現状変更等を必要とする理由を証するに足る資料があるときは、その資料
- 3 前項第二号の実測図及び第三号の写真には、現状変更等をしようとする箇所を表示しなければならない。

（届出書及びその添付書類等の記載事項等の変更）

第六条 前条第一項の届出の書面又は同条第二項の書類、写真若しくは図面に記載し、又は表示した事項を変更しようとするときは、あらかじめ文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

（維持の措置の範囲）

第七条 法百三十九条第一項ただし書の規定により現状変更について届出を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 重要文化的景観がき損している場合において、その価値に影響及ぼすことなく当該重要文化的景観をその選定当時の原状（選定後において現状変更等の届出をしたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。
- 二 重要文化的景観がき損している場合において、当該き損の拡大を防止するため応急の措置を執るとき。
- 三 重要文化的景観の一部がき損し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

（国の所有に属する重要文化的景観の滅失又はき損等の通知）

第八条 各省各庁の長が、重要文化的景観の滅失若しくはき損又は現状変更等について、法第六十七条第一項第三号の規定により通知する場合については第三条の規定を、法第六十七条第一項第六号の規定により通知する場合については第五条及び第六条の規定を準用する。

- 2 法第六十七条第二項において準用する法第三十六条ただし書の規定により滅失又はき損について通知を要しない場合については第四条の規定を、法第六十七条第二項において準用する法第三十九条第一項ただし書の規定により現状変更について通知を要しない場合については前条の規定を準用する。

附 則

この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 （平成二〇年七月三十一日 文部科学省令第二四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二三年六月二九日 文部科学省令第二四号）

（施行期日）

- 1 この省令は、放送法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十三年六月三十日）から施行する。

（経過措置）

- 2 放送法等の一部を改正する法律附則第七条の規定により同法附則第二条の規定による廃止前の有線放送電話に関する法律（昭和三十二年法律第五十二号）の規定の適用についてなお従前の例によることとされる同法第三条の許可を受けている者が行う有線放送電話業務の用に供する線路の設置又は管理に係る行為については、この省令による改正後の重要文化的景観に係る選定及び届出等に関する規則第四条第二号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

奥出雲町文化財保護条例

平成 17 年 3 月 31 日（条例第 127 号）

（目的）

第 1 条 この条例は、奥出雲町内の文化財を保存し、かつ、その活用を図り、もって町民の文化向上に資することを目的とする。

（文化財の定義）

第 2 条 この条例で「文化財」とは、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 2 条第 1 項第 1 号から第 4 号に掲げる「有形文化財」、「無形文化財」、「民俗文化財」、「記念物」をいう。

（指定）

第 3 条 奥出雲町教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、奥出雲町内に存する前条に該当するもののうち、重要なものを「町指定有形文化財」、「町指定無形文化財」、「町指定民俗文化財」、「町指定史跡名勝天然記念物」にそれぞれ指定することができる。

2 前項による指定を行う場合は、教育委員会はあらかじめ別に定める奥出雲町文化財保護専門委員会の意見を聴くものとする。

3 指定に関するその他の事項については、島根県文化財保護条例（昭和 30 年島根県条例第 6 号）の規定を準用する。

（解除）

第 4 条 教育委員会は、町指定文化財が町内に所在しなくなったとき、又はその価値を失った場合その他特殊な事由があるときは、その指定を解除することができる。

2 前項による指定の解除には、前条第 2 項及び第 3 項の規定を準用する。

（告示及び通知）

第 5 条 教育委員会は、第 3 条による指定又は前条による解除をしたときにはその旨を告示し、かつ、所有者に通知しなければならない。

（所有者の管理義務及び管理責任者）

第 6 条 町指定文化財の所有者は、この条例に従い町指定文化財を保存管理しなければならない。

（所有者の変更）

第 7 条 町指定文化財の所有者が、その所有権を移転しようとするときは、所有者は速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

2 町指定文化財の所有者は、その氏名又は名称若しくは住所を変更したときは速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

（滅失又はき損）

第 8 条 町指定文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又は亡失し、若しくは盗み取られたときには、所有者は速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

（所在の変更）

第 9 条 町指定文化財の所在の場所を変更しようとするときは、一時的な所在の変更の場合を除き、所有者は速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

（管理又は修理若しくは復旧の補助）

第10条 町指定文化財の管理又は修理若しくは復旧につき多額の経費を要し、所有者がその負担に堪えない場合その他特別の事情がある場合には、町はその経費の全部又は一部に充てさせるため、所有者に対し申請に基づいて予算の範囲内で補助金を交付することができる。

2 前項の補助金を交付する場合には、教育委員会は、その補助の条件として管理又は修理若しくは復旧に関し必要な事項を指定することができる。

(管理又は修理若しくは復旧に関する勧告)

第11条 管理が適当でないため、町指定文化財が滅失し、又はき損し、若しくは衰亡するおそれがあると認めるときは、教育委員会は所有者に対し管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を勧告することができる。

2 前項の規定による勧告に基づいてする措置又は修理若しくは復旧のために要する経費については、予算の範囲内でその全部又は一部を町の負担とすることができる。

(現状の変更)

第12条 町指定文化財の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けねばならない。ただし、その維持の措置をする場合はこの限りでない。

2 前項の許可を受けた者が許可の条件に従わなかったときは、教育委員会は許可に係る現状の変更の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

(技術的指導)

第13条 町指定文化財の所有者は、教育委員会に町指定文化財の管理又は修理若しくは復旧に関し技術的指導を求めることができる。

(調査)

第14条 教育委員会が必要と認めたときは、町指定文化財の現状又は管理、修理若しくは復旧の作業につき調査を行い、又は所有者に対してその報告を求めることができる。

2 町指定文化財の指定をしようとするときその他必要があると認めたときは、所有者の同意を得て立入調査を行うことができる。

(助成)

第15条 町指定無形文化財のうち、特に価値の高いもので、衰亡するおそれのあるものに対しては、教育委員会はその保存にあたることを適当と認めるものに対し、資材の斡旋その他適当な助成の措置を講じなければならない。

2 前項により特に経費を要する場合は、教育委員会は予算の範囲内でその全部又は一部を助成することができる。

(公開)

第16条 教育委員会は、町指定文化財の所有者に対して一定期日を限って、奥出雲町の行う公開の要に供するために、町指定文化財を公開することを勧告することができる。

2 前項の規定により、特に経費を要する場合は、その全部又は一部を町の負担とすることができる。

(文化財保護専門委員会)

第17条 奥出雲町内にある文化財の調査及びその保存並びに活用に関する専門的、技術的事項を研究審議し、かつ、必要な事項について教育委員会に対して意見を具申する機関として奥出雲町文化財保護専門委員会(以下「専門委員会」という。)を置く。

(専門委員会の構成)

第 18 条 専門委員会は、10 人以内の委員を以って組織する。

2 必要に応じ臨時委員を置くことができる。

第 19 条 専門委員会に委員の互選により会長 1 人、副会長 1 人を置く。

2 会長は、専門委員会の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(専門委員の委嘱)

第 20 条 専門委員会の委員及び臨時委員は、学識経験者のうちから教育委員会が委嘱する。

(専門委員の任期)

第 21 条 専門委員会の委員の任期は、2 箇年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 臨時委員の任期は、その都度教育委員会がこれを定める。

(費用弁償)

第 22 条 専門委員会の委員及び臨時委員の費用弁償は、奥出雲町非常勤の職員の報酬及び費用弁償支給条例(平成 17 年奥出雲町条例第 47 号)の例による。

(事務委任)

第 23 条 この条例の施行に関し必要な事務は、教育委員会において行う。

(委任)

第 24 条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 17 年 3 月 31 日から施行する。

奥出雲町景観条例

平成 24 年 2 月 23 日（条例第 2 号）

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、町の景観づくりの施策に関し基本的な事項を定めることにより、町の景観形成を総合的かつ計画的に推進し、町民が誇りと愛着の持てる魅力あるまちの形成に資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ該当各号に定めるところによる。

- (1) 景観計画区域 景観法(平成 16 年法律第 110 号。以下「法」という。)第 8 条第 2 項第 1 号の景観計画区域をいう。
- (2) 建築物 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 2 条第 1 号に規定する建築物をいう。
- (3) 工作物 建築物以外の工作物のうち規則で定めるものをいう。
- (4) 事業者 商工業及び農林水産業など経済的事業を営む者をいう。
- (5) 町民等 奥出雲町内に居住又は滞在、若しくは町内を通過する者をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例における用語の意義は、法において使用する用語の例による。

（基本理念）

第 3 条 良好な景観は、地域の自然環境、歴史的背景との調和に配慮して形成されなければならない。

2 良好な景観は、地域の特色を尊重し、町民等が快適で心地良い生活を営むことができるよう形成されなければならない。

3 良好な景観は、地域の活性化に資するよう、町、事業者及び町民等が互いに協力し、一体的な取り組みのもとで形成されなければならない。

（町の責務）

第 4 条 町は、景観づくりを推進するため、必要な施策を策定し、これを総合的かつ計画的に実施しなければならない。

2 町は、景観づくりに関する施策の策定及び実施に当たっては、町民等及び事業者の意見を反映するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第 5 条 事業者は、自らの活動が地域の景観に大きな影響を与えることを認識し、地域の景観づくりに寄与するよう努めるとともに、景観形成に関する町の施策に協力するよう努めなければならない。

（町民等の責務）

第 6 条 町民等は、自らが景観づくりの主体であることを認識し、積極的に良好な景観づくりを行うよう努めなければならない。

- 2 町民等は、自ら進んで景観の形成に寄与するよう努めるとともに、景観形成に関する町の施策に協力するよう努めなければならない。

第2章 良好な景観形成

第1節 景観計画

(景観計画の策定)

第7条 町長は、景観計画を定め、景観計画区域を指定するものとする。

- 2 町長は、景観計画を定めようとするときは、法第9条に定めるもののほか、審議会(第24条に規定する奥出雲町景観審議会をいう。以下同じ。)の意見を聴かななければならない。

- 3 前項の規定は、景観計画の変更について準用する。

(景観形成重点地区の指定)

第8条 町長は、景観計画区域のうち、特に良好な景観形成を図る必要があると認める地区を、景観形成重点地区(以下「重点地区」という。)に指定することができる。

- 2 前条第2項の規定は、重点地区の指定、指定の解除及び区域の変更について準用する。

第2節 景観計画区域内における行為の制限等

(届出を要する行為)

第9条 法第16条第1項第4号の規定による良好な景観形成に支障を及ぼすおそれのある行為として条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 建築物又は工作物の撤去
- (2) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更
- (3) 木竹の伐採
- (4) 屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積で、堆積期間が90日を超える行為

- 2 前項に定める行為をしようとする者は、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日、行為の完了予定日、並びに行為をしようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)を町長に届け出なければならない。

(届出及び勧告等の適用除外)

第10条 法第16条第7項第11号に規定する行為は、別に規則で定める。

(行為の届出)

第11条 法第16条第1項及び第2項の規定による届出は、規則で定めるところにより行うものとする。

(行為の完了の届出)

第12条 法第16条第1項及び第2項の規定による届出をした者は、当該届出による行為を完了したときは、規則で定めるところにより速やかにその旨を町長に届け出なければならない。

(事前協議)

第13条 法第16条第1項に規定する届出を行う者は、その届出を行う前にあらかじめ、町長と協議しなければならない。その協議を行った行為の変更についても同様とする。

- 2 町長は、前項の規定による協議があったときは、当該行為が景観計画に適合しているかを回答するものとする。

(助言及び指導)

第14条 町長は、法第16条第1項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る行為が景観計画に適合しないものであると認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な措置を講ずるよう助言又は指導することができる。

(勧告又は命令に係る手続)

第15条 町長は、法第16条第3項の規定による勧告又は同法第17条第1項若しくは第5項の規定による命令をしようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。

(勧告に従わないときの措置)

第16条 町長は、法第16条第3項の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)を公表することができる。

2 町長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に対して意見を述べる機会を設けるとともに、審議会の意見を聴かなければならない。

第3節 景観重要建造物等

(景観重要建造物及び景観重要樹木の指定及び解除)

第17条 町長は、法第19条第1項の規定による景観重要建造物の指定又は法第28条第1項の規定による景観重要樹木の指定をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くものとする。

2 町長は、景観重要建造物又は景観重要樹木の指定をしたときは、その旨を告示するものとする。

3 前2項の規定は、景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の解除について準用する。

第4節 景観阻害物件等

(景観阻害物件等の所有者等に対する要請)

第18条 町長は、重点地区内の良好な景観の形成を阻害するものであると認める建築物、工作物その他の物件があるときは、当該物件の所有者、管理者又は占有者(以下「所有者等」という。)に対し、良好な景観の形成に関し必要な措置を講ずるよう要請することができる。

(空き地の利用等に関する要請)

第19条 町長は、重点地区内の空き地が良好な景観の形成を阻害していると認めるときは、当該空き地の所有者等に対し、良好な景観の形成に配慮した利用又は管理を図るよう要請することができる。

第3章 町民参加による良好な景観形成

(普及啓発)

第20条 町長は、町民等に対し、良好な景観形成に関する啓発及び知識の普及を図るため、広報活動、情報提供その他必要な施策を講ずるものとする。

(景観形成活動団体)

第21条 良好な景観形成を図る目的をもって活動する団体は、景観形成活動団体(以下「活動団体」という。)として町長に認定を申請することができる。

2 町長は、良好な景観形成に貢献したと認める活動団体を表彰することができる。

3 町長は、活動団体に対し、情報の提供、学習機会の提供等その他必要な支援をすることができる。

(景観協定の認可)

第 22 条 法第 81 条第 4 項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、町長に申請しなければならない。

2 前項の規定は、法第 84 条第 1 項の認可について準用する。

(景観協議会の設置)

第 23 条 町長は、良好な景観形成に必要と認めるときは、法第 15 条第 1 項の規定により、景観協議会を設置することができる。

第 4 章 奥出雲町景観審議会

(設置)

第 24 条 景観形成に関する重要事項を調査審議するため、奥出雲町景観審議会を置く。

(所掌事務)

第 25 条 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) この条例によりその職務に属するものと定められた事項
- (2) その他本町の良好な景観形成に関し、町長が必要と認める事項
(組織等)

第 26 条 審議会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 町長が適当と認める者

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任することができる。

(会長等)

第 27 条 審議会に会長 1 人を置き、委員の互選による。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第 28 条 審議会は、会長が招集し、議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議会への委任)

第 29 条 第 23 条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第 5 章 雑則

(委任)

第 30 条 この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定める。

附 則

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

奥出雲町文化的景観保存活用計画書
－奥出雲たたら製鉄及び棚田の文化的景観－

編集・発行 平成 25 年 7 月

改定 令和 3 年 10 月

改定 令和 7 年 11 月

奥出雲町教育委員会

島根県仁多郡奥出雲町横田 1037 番地